

厚岸町議会 第1回定例会

平成31年3月8日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成31年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、石澤由紀子議員、5番、竹田敏夫議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
5番、竹田議員の一般質問から始めます。
5番、竹田議員。
- 竹田議員 質問通告書。
 - 1、不育症について。
妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症に関し、適切な検査や治療で8割が出産可能とされている現状を踏まえ、不育症検査費及び治療費を助成する考えはないのか、伺いたい。
 - 2、避難場所について。
 - (1) 床潭のアイニンカップ岬頂上に避難所を設置する計画について、どこまで進んでいるのか、伺いたい。
 - 3、地域おこし協力隊について。
 - (1) キノコの生産者になる上での運転資金や設備資金について、どのように対応していくのか、伺いたい。
 - (2) 平成31年度新規委嘱予定隊員の活動内容で、カキえもんの商品価値向上を図る活動とあるが、なぜカキえもんなのか、伺いたい。
 - (3) 協力隊の活動拠点先はどのような決まりで決定しているのか、伺いたい。以上、よろしく申し上げます。
- 議長（佐藤議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。
5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。
1点目の不育症について、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症に関し、適切な検

査や治療で8割が出産可能とされている現状を踏まえ、不育症検査費及び治療費を助成する考えはないのか伺いたいについてであります。不育症とは、妊娠しても2回以上の流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡により、結果的に子どもを持たない場合をいい、不育症の因子を特定するための検査及び検査結果に基づく治療により、無事出産できる場合も多いとされております。リスク因子はさまざまですが、原因不明が6割以上を占めることも特徴であり、また不育症で悩む方の正確な数字は明らかになっておりません。

不育症については、流産や死産を繰り返すことへの精神的なダメージに加え、検査や治療に伴う心身への負担、さらに検査や治療に要する費用が一部保険適用外の場合もあり、経済的負担も大きいとされております。このような現状から、経済的負担の軽減を目的に、北海道においては平成29年度から不育症に関する検査や治療にかかる費用を助成する北海道不育症治療費助成事業を実施しており、道内でも複数の自治体において、独自に助成事業が実施されております。

妊娠、出産は極めて個人的な問題であり、正確な実態把握は困難であります。釧路保健所管内では年間数件の助成を行っているとの情報を得ているところであり、当町においても悩みを抱えている実際に検査や治療を受けている方がいると考えられます。

現在、平成28年6月から、妊娠、出産にかかわる支援として実施している厚岸町特定不妊治療費助成事業を通じて、妊娠にまつわるさまざまな悩みや治療等の実態に触れる機会がふえつつあり、改めて負担の大きさを感じているところであります。

子どもを持ちたい方への支援は、子ども・子育て支援の観点からも重要なことと考えておりますので、今後、情報収集等を行い、支援についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の床潭のアイニカップ岬頂上に避難所をについてであります。このことにつきましては、平成28年以前に、竹田議員からご提言のあったことであります。

町ではこの付近が床潭地区から避難する際に、道のりが長く、熊の出没被害を予想しなければならない状況にありますので、本格的な調査は実施しておりませんが、ルートのには森林施業道の痕跡はあるようですが、草木が生い茂り倒木もあり、車両が通行するのは到底困難な状態です。

また、町道から現地に向かう道についても、暗渠が露出して崩壊しており、車両での調査もできない状況にあることからドローン撮影を試みましたが、林木とその枝葉が森林施業道を覆い隠しているため、状況も確認できておりません。

このような状況から検討したところ、メリットといたしましては避難先の選択肢は増えること。また、デメリットといたしましては、例年ヒグマ目撃情報がある道有林につながっているため、避難者の安全確保が困難なことと考えております。

なお、整備費用を試算したところ、林道の延長は約1キロメートルで、道路改良の考え方を車両が走行可能な4メートル幅の砂利道とし、ルートの起伏状況が不明であることから、整備に係る事業費は5,000万円から1億円程度と試算しているところであり、さらに維持管理費が発生します。

町における避難に関する課題は、一人では避難することができない人につきましては、今後車両を使用した避難が必要と考えており、避難行動要支援者の個別の避難計画を策

定していかなければならないと考えておりますが、その中でどのくらいの人たちが車を使用しなければならないかの状況を明らかにしていきたいと考えております。そのためには、自助、共助、公助といった役割分担の理解をしっかりと町民の皆さんとともにしていかなければならないところであります。

したがいまして、現在の段階では、避難路として整備する計画とはなっておりませんので、ご理解願います。

次に、3点目の地域おこし協力隊について、キノコ生産者になる上での運転資金や設備資金について、どのように対応していくのかについてであります。現在隊員は生産者となるために技術習得などの活動を続けておりますが、最終的な着業規模や具体的な費用については決定していない状況にあります。一般的に新規で着業する場合、設備資金として生産ハウスや棚等の整備のほか、運転資金として菌床購入費や光熱費等が必要と考えられます。

従来から新規着業者の募集については、各種融資制度の紹介や土地の提供、栽培技術の指導等による支援を行ってきておりますが、近年は新規着業者がふえていない状況にあり、隊員からは着業者に当たっての資金調達に不安があるとの相談を受けている状況にあります。

これらを踏まえて、町では隊員からの意見を参考に、地域おこし協力隊員や新規着業者が着業時に安心して生産をスタートさせられるように、支援策について検討を進めているところであります。

次に、平成31年度新規委嘱予定隊員の活動内容で、カキえもんの商品価値向上を図る活動とあるが、なぜカキえもんなのかについてであります。この募集につきましても、町外から着任する隊員が、まずはカキに関する種苗生産から流通までの一連の知識をしっかりと身につけることが重要と考えたところであります。また、この募集には、カキ種苗センターがこれまでに培ってきた種苗生産技術を受け継ぐ後継者を育成するという目的も含まれており、将来的には町の職員となって地域水産業の振興において、中心的な役割を担える人材を確保したいと考えております。

なお、隊員がカキえもんに関する一連の知識を習得することは、カキ種苗センターの業務の一つである弁天かきの幼生供給や他のカキの商品価値向上に活用できるものと考えているところであります。

次に、協力隊員の活動拠点先はどのような決まりで決定しているのかについてであります。まず町が求める活動拠点の役割として、受け入れる隊員の活動案と活動期間後の就業のあり方について、町と共通認識を持つこと、隊員の採用面接への参加、隊員活動のサポート、年間及び月間ごとの隊員との活動の検証、次期計画の打ち合わせ、町で行われる例月活動報告と打ち合わせへの出席、隊員の就業に向けてのサポートなどがあります。

具体的には、翌年度募集予定の協力隊員活動案を各課等において策定する段階において、各行政分野の課題や公共的団体等の支援などを、協力隊活動で対応することを想定して検討しております。その活動内容に応じて、活動拠点となり得る団体等との打ち合わせが行われ、隊員が活動期間後も厚岸町に定住できるように就業のあり方についても話し合われます。

拠点となる町機関や団体等にとっては、一定の期間の活動と活動後の就業により行政課題への対応や有用な人材確保ができますし、隊員にとっても募集時点で示された就業し定住する場合の仕事や職場環境等への順応期間としての位置づけともなります。これまで団体等が拠点となる場合は、地域おこし協力隊制度を理解し、協力隊活動をサポート可能な団体等への打診、あるいは団体等からの申し出によって、町と団体等との合意に基づいて活動拠点が決定している状況にあります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、不育症について。

一般的には不妊治療について、よく知られているところでありますけれども、不妊治療については約12項目についての不妊治療があるとされて、この12項目を全て受けると病院での平均が約8万5,000円プラスアルファとなっているそうです。また、不育症についての検査、もしくは治療については病院での平均が7万円くらいだということであります。また、答弁にもありましたとおり、6割以上の方が原因不明ということだということで、私も調べたところによると、不育症リスク因子別の頻度の原因は不明であり、それは62%とされているということで、全くそのとおりだということであります。

子どもを産み育てた後の子どもに対する厚岸町の施策というのは、素晴らしいものがたくさんあるわけであります。が、しかし少子高齢化を防ぐ、その一段先の考え方としては、やはり子どもを産んでもらわなければ、産んだ子どもに手当をすることもできないわけであります。少子高齢化のために不妊治療は厚岸町でも、道でも見えています。厚岸町で見えていないのは、今回のこの提案した不育症であります。

答弁に、支援についての検討を進めてまいりたいと考えておりますもあります。情報収集を行いとありますけれども、さまざまなこの原因が分かっていないということで、どういう手当をしたらいいのかということが、原因不明という部分があるので非常に難しいとされてます。一番簡単な不育症の治療については、ミトコンドリアを増やして活性化させるイースタティックミネラル方法という卵子、精子を活動化させるアプローチ法というのがあるそうなのですが、一番いいのはこの不育治療法と言われてます。

別に、答弁のとおり支援検討を進めてまいりたいということなので、ぜひ早目に治療をできるような、支援をしていただけるような体制をつくっていただきたいと思っておりますけれども、これらの検討を進めてまいりたいというのですけれども、いつころからいつころまでに始めて、この支援をしていただける時期というものをぜひ聞きたいのですが、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 北海道が平成29年4月から始めております。今のところ管内では件数的には本当に数件ということで少ない状況ではあるのですけれども、やはりそういう方がいらっしゃるということで、検査方法それから治療法につきましても、いろいろな種類

のものがあるということで、それも北海道の対象では幅広く対象をしておりますので、それらをよく検討させていただきまして、それと道内でも他の市町村でやっている、道の制度に上乘せする形でやっているという部分がありますので、それらを収集した上で、再来年の、再来年といいますか、新年度で検討させていただいて、それ以降を目指して検討してまいりたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひよろしくをお願いします。

続いて、避難所について、アイニンカップの上に避難所をとということなのですが、昭和4年に、戦争中ですから約90年前になります。あそこの上に120ミリ砲弾4基を置いて、戦争に備えて、その頂上で活動していたという歴史があります。その後、道からの指示により、道有林と指定されまして、その後、戦争が終わった後に食料増産体制ということの観点から、そのアイニンカップの頂上に床潭地域の人たちが畑作を始めるのを道より許可されて、畑作地として利用されていたということでもあります。

その中で、平成4年に戦争当時の上がる道があった。また、その畑作をするのに道路があったとされていますが、答弁のとおり非常に山が険しく道があったのかなという程度の道しかないと言われているのは、そのとおりであります。

整備にかかる事業費5,000万円から1億円程度と試算しているところであります。また、維持管理が発生します。つくると維持管理は当然かかるのは当たり前のことなのですが、ちなみにお供山の今つくろうとしているところの計画的な部分での費用というのは、総体的にどのぐらいかかるのか教えてください。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 現在、津波避難階段整備事業、お供山でしているのが、平成29年度から31年度までの全体事業費は4億435万4,000円であります。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 お供山で約4億4,000万円。床潭の5,000万円から1億円程度と試算していますということでは、費用的には不可能な数字ではないと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 費用、その費用、絶対的に4億円と5,000万円では明らかに5,000万円のほうが当然低いわけでありましてけれども、それに係る効果といいますか、期待する効果ですね。そこら辺を十分検証しなければ、金額だけでは単にどうということはいえないだろうと思います。

ただ、現状の中で、道路を整備してどのように町民に利用していただくかがまだ見え

ない状況では、私担当として、他にも避難できる方法もあるのではないかと思いますので、そこら辺はやはり町民の意見も聞きながら、どうあるべきかについて考える機会をいただきたいなど、そのように考えてございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 答弁には、今課長が言ったのとちょっと違いますよね。現在の段階では避難路として整備する計画とはなっておりませんというのは、今の言った答弁の違いというのは、現段階というか今は避難路として整備する計画はないが、今言ったとおりにもう少し住民に意見を聞いて、どのような避難路をつくって、どういった使い道、要するにつくった後、その価値ですよね。つくった結果、それが価値として生きるかどうかというのを踏まえながら、今後検討していくということによろしいのですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） まず私どもが今重点的に考えなければならないのは、現在床潭地域を取り巻く避難環境の状況、これは現在の計画では充足している状況でありますけれども、課題はどの地域においても車を使った避難でございます。この車を使った避難を想定した場合において、具体的には今床潭が話でありますので、じゃ床潭地域はどうかということも含めてですね、検討したいということでございます。現実的には床潭から厚岸町市街地に向かう途中のところで、標高を十分に達する部分がありますので、そういったところで交通渋滞で第2次災害を引き起こさないのか、そんなことも考えながら、それでは無理だとした場合に新たな避難路、こういう順序での計画づくりになるのかなというところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。計画が進むように、ぜひ進めていていただきたいと思います。

続いて、3点目のまちおこし協力隊についてであります。

まちおこし協力隊についての、まずシイタケの生産に着手するに当たって、まちおこし協力隊の隊員が町に示した部分で、ハウス3棟があれば何とか生活できるだろうという試算の中で、4,200万円ほどと試算を出しております。これらについての数字は町としてまちおこし協力隊の発表していますよね。その部分については、その数字が間違っているかどうか、その部分についてはどう認識されているのか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいまの4,200万円という、これは私どものきのこ菌床センターの活動拠点としている隊員の1名が報告会等でも使用している数字でございます。

この部分につきましては、私どもも隊員からこの数字の内容について、改めて確認をしております。この4,200万円と申しますのは、確かにハウス3棟を整備することによって生活がしていけるだろうという隊員の試算でございますが、この金額の積み上げを私たちと確認をしたところ、あくまでも最大だという数字がございます。なぜこういうことを申し上げますかという、私たちもほかに安い資材を購入できるところがあるのではないか。それについては、私どものアドバイスとして、そういうところの売り先、私たちと同時に隊員のほうもアンテナを張って探していただけないだろうか、というような活動内容に対するアドバイスもさせていただいているところでございます。

町のほうで、この隊員を募集する段階では、似たような試算になったとは思いますが、3,000万円台で済んでいるものもでございます。確かに立派なものをまともな金額で買うと4,200万円という数字になろうかと思いますが、例えば地域の皆さんで協力をしながらハウスを建てるといような形も、実はこの4,200万円をはじいた隊員のほうからも、いろいろ地域内での協力体制という部分をつくり上げていけないかというようにお話も聞いております。ですから、4,200万円というのは、隊員と話をした中では、想定の中では最大の数字だという認識で、私たちも捉えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 要は全部新品で購入して始めた場合の試算ということですね。例えば町内にある、町外にもあるかもしれません。例えばハウスの購入に当たっては、例えばキノコの生産をやっていたけどやめた、それが結局ばらして解体して、また別なところに持ってきて組み立てるといことが可能なものが、中古物件というのですかね、そういうものがあれば、そういうものを利用してやると3,000万円台でできるだろうと、それが町の考え方ですと、それも有り得るといことですよ。

いずれにしても、新規就農については、数百万円でなくて最低でも、最低生活、キノコを生産して生活できる金額がやはり初回3,000万円がかかるということにはなると思うのです。このじゃ、3,000万円を厚岸町が地域協力隊を呼ぶときに、最低でもハウスが何棟がいて、金額的にはこのくらいの費用がいて、3年後には定住してもらうために、キノコ生産者になっていただきたいという話をしたときに、金額等の話というのは地域協力隊にはされていなかったと私は聞いています。その辺の事実はどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） この金額の提示でございますけれども、私ども、先ほど申し上げた3,000万円台の数字につきましては積み上げをしておりました。それで、先般面接のときの記録等を私確認させていただきました。その中では、その費用について疑問というか、質問をしたいという言葉がございまして、その後にセンターのほうで対応したのかなという部分がありました。ただ、隊員のほうに聞いたときには、そのはっきりとした数字をやりとりした記憶というか、認識がないということもございましたので、私どもとしましては面接等、あと隊員と接する場面、幾らか幾つかあったのですけれども、この中でそのようなお話が双

方から至らなかった部分については、結果としては残念だなという認識でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 地域おこし協力隊の募集時、初めて、例えば地域協力隊、上尾幌での地域協力に来ませんかという募集をしたとき、例えば厚岸町のホームページを通じて送信をしていますよね。その時点で、そういった着手するときこういうお金が必要ですよということが、その時点であったのかどうなのか、そこが大事だと思うのです。その確認はどのようなのですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 現在いる2人の隊員の募集の段階では、金額等の提示というのは残念ながらしておりませんでした。今後につきましては、そういう部分も含めて提示をしていかなければならないという認識でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ですから、地域おこし協力隊の募集について、ホームページの中身というのが誤解されやすい。また本人たちに確実な、こうしなきゃいけないんだろうという覚悟があって来なければいけない、一番大事な段階で、ホームページ上にそういうのをうたっていないかったというのは、とても大きな落ち度だったのではないかと思うのですが、そこはどういうふうに認識されますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 募集時のことについてはまちづくり推進課も統括的にかかわっておりますので、私から答弁申し上げたいと思います。

キノコ生産者になっていただくという目的を持って隊員を募集した段階で、着業時にかかる経費については産業振興課と打ち合わせをしておりました。ただ、そのかかる経費の試算は、先ほど答弁あったとおり、この程度かかりますというのは公表しておりませんでした。どうしてそうしたかというのは、応募したいという方が問い合わせがあったときに、どのくらいかかるのでしょうかということを問い合わせがあったときに、まち課のほうにも来るでしょうし、産業振興課のほうにも問い合わせ、いわゆる町に問い合わせがある。その段階である程度お答えできるものを持っている必要があるだろうということで試算していたものはありましたけれども、結果的には公表しなかったというのは、問い合わせの段階でお答えするという考えがあったということです、当時はですね。面接のときにも幾らかかるかということは後でお聞きしたいということで、後から問い合わせたかどうかというのも、ご本人も何かその記憶が曖昧だという状況もあるようですけれども、今後については応募する段階でやっぱりある程度明示したほうが、

本人がそのくらいかかるという認識を持った上で応募していただくのが、やっぱりいいのだろうなというのも、今までのやりとりの中で確認できましたので、今後についてはそういうことをしっかり対応してまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 課長のほうからそうやっていただいたので、本当に本人たちは生活をかけて厚岸町に来られた。その結果として、こういう状況が起きた時点で、このままじゃこの就業もできない、この町にいることもできないというふうに、3年間を棒に振ってしまうということもあると思うのですね。やはり、生活をかけて来た彼らに対して、きちっとした正確な情報を最初から提供するというのは、不自然でもなく当たり前のことだと思うので、今後そのホームページ等で呼びかけたり、今後地域おこし協力隊、別な分野の、上尾幌ばかりじゃなくてほかの部分についても、正確な情報を提供するというのを心がけていただきたいと思いますけれども、あえてもう一度聞きたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられたとおり、町としても応募する方々のお気持ちに寄り添う形で、どのような情報出していけばいいのかということを担当課、それと拠点となられる方々と打ち合わせの上、対応してまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それから（2）のカキえもんということなのですが、棄天かきが昨年度よりブランド品としてまた登場したわけですが、漁業協同組合のほうで言われているのは、売れ行きということ全体で考えると、思ったよりも棄天かきの売れ行きが思わしくないと聞いているのですけれども、その情報については私は間違っているかどうか、厚岸町としてはどういうふうに、棄天かきについては認識されているのか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 棄天かきの売れ行きについてでございますけれども、私も総体のカキの数量ですとかはちょっと持ち合わせているのですが、今お話あった件については、申しわけございません、認識しておりませんでした。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸漁業協同組合にはカキ班、それからカキ・アサリ班、2班あることはご存じだと思うのですが、そこの聞き入れ調査、僕個人的にしたのですけれども、

やはり一般的なマルとかナガというものとカキえもん、そして今回のそのブランドの、カキえもんもブランドですけれども、弁天かきということで、いまいち弁天かきの売れ行きがよくないと。その背景には、一つは値段が普通のよりも高いというのが一番の要因でないかとされているのですけれども、そこははっきり分かっていないんだけど、予想でいうとそうなんだということで、弁天かきについてのどうやったら売れるかなというのが今悩みの種なんですというのは聞いているのですよ。

その上で、カキ班の班長さんが言っているのだから間違いはないと思うのですけれども、その上で、僕が今回聞いたのは、確かに答弁にあるとおり、厚岸の種苗センターはシングルシードから始まっている。そのシングルシードでできたのが、名前をつけてブランド化した、たまたまカキえもんというものでしたという歴史背景があると思うのですね。その中で、この種苗センターでやってるのは、カキえもんつくってきたから、だからカキえもんに対して、まちおこし協力隊にそこに入ってもらって何とかしようよという考えはそこでいいんです。ただ、厚岸はカキえもんだけじゃなくて、ということなのですよ。

なぜ僕がそう言うかということ、厚岸漁業協同組合のカキ班の中には、カキ漁師さんの中には弁天かき、普通のカキ、マルえもん、ナガえもんと、それからカキえもんだけしか扱ってない漁師さん、さまざまなんです。そういったことを考えると、厚岸町の全体のカキということで、カキえもんに特化したそういう活動じゃなくて、答弁には特化したとは書いてませんよ。ただ、町政執行のほうにも書いてあったのですけれども、カキえもんってたまたま書いてあったので、その部分については、やはりカキ全般についてのというふうに、私は置きかえたほうがいいんじゃないかと思ってるのです。原因が、きちっとした原因があるわけですよ。売れ行きがちょっとよくないとか。

それともう一つは、これもカキ班の方から聞いた話なのですが、今道内でカキ漁師さんが、要するに地域のカキを生産する地域が増えていってる。最大に危惧されているのは、北海道の中でも噴火湾、ここでホタテをやっているのですけれども、ホタテがどうもへい死してうまくないということで、カキをやろうというふうになっている。その情報はつかまえているかどうか、聞きたいのですけれども。その噴火湾でカキがもしやれるようになったとしたら、ここ1年ないし2年で噴火湾のカキが北海道に出没してくるようになってくる。そうしたときに、厚岸町のカキについての打撃はまたさらに大きくなるだろうと心配をしているわけですよ。なので、私はカキ全般という形でのまちおこし協力隊の方に協力していただければと思う、その認識の違いがあるので、そこをぜひ見直していただきたいと思うのです。よろしくお願いします。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） まずカキの生産地が増えているという情報につきましては、私どもも同じ認識を持っているところでございますし、噴火湾のお話につきましても、へい死の情報は押さえております。

それと、このカキえもんに特化というような捉え方はされてないようでございますけれども、1回目の答弁にございましたとおり、地域おこし協力隊をカキセンターだから

というスタートではなく、この全般的なカキの技術習得をしていただくには、まずどういふことをしなければいけないか。カキの種苗生産から育成の部分につきましては、その活動の中で外に、漁師さんのところに行って学ぶことができるということで、それらを教えることができるのはどこだろうかという形の中で、カキ種苗センターというところが活動拠点になったというところは、ご理解いただいているかと思います。

活動、募集に当たっての活動の中には、地域の行事ですとか、そういうものに、特にカキに関するイベントということで、この活動の中では中心的にカキえもんの技術を学びながら、他のカキの普及に関しても協力隊員として活動していただいたいという部分にも、つけ加えさせていただいております。

それと、これらの生産に関する知識、技術を学ぶ過程の中で、やはり隊員のほうからほかのものに興味を持たれることもあろうかと思っておりますので、それらについて、全般的なカキの活動になってもらいたいという思いを持った募集だということでございます。

ただ、やはり活動、最終的には活動拠点がかきセンターということでございますので、まずはカキえもんを通じてやっていくということで、今のところ名称についてはこのまま行かせていただきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それじゃ駄目なんですよ。カキをやっている漁師さんはカキえもんは扱いたくないという漁師さんもいるのですよ、中にはね。カキえもんを扱いたくない。要するに、ホタテ板に着手した稚貝、小さいものをホタテ板で養殖したいと、これ一本でやりたいんだと。だからバラ飼いのカキえもんはやりたくないという漁師さんもいるんですよ。ただ、中にはカキえもんを愛しやまない漁師さんも中にいます。ホタテのやつはほんの少し、カキえもんのほうが多い漁師さんも逆にいます。

私、たまたまカキについての検定をやっているときに、最初カキに関しての勉強、参考書をつくって、カキ博士の試験をやりたいと言ったのですけれども、たまたまちょっと間違っ、カキえもんというふうに新聞に最初出てしまったんですよ。そうすると、漁師さんからさまざまなすごい強い勢いで電話が来ました。なんでカキえもんだけなんだと、おかしいじゃないかと。それであれば、そういう活動に対しては賛成できないということで、反対されてしまったんですよ。これでこの納得させるのに2年ほどかかりました。総会に行って、一々説明をして、4回ほど漁業協同組合の総会に行って説明をしてきました。漁師さんたちって、それだけです、シビアなんですよ。だからカキえもんと言ってしまおうと、カキえもんの漁師だけかとなってしまおうので、そこをちゃんと危惧してカキえもんというふうに、名前を位置づけしてしまったら駄目だよということを言っているのですよ。そういう問題を起こすような文言を使っちゃいけないということを言っているのですよ。そこを見直してほしいんです。いかがですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいまのご意見含めまして、名称の、この募集の方法、あり

方については検討させていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 問題の起きないような方法論をとっていただきたいと、あえて申し上げたいと思います。

最後に、団体について質問したいと思います。

協力隊の活動拠点の決まり事ということで、町でいう団体というのはどういうことを指す団体なのかというのが、ちょっとよくいまいち分からないのですが、その団体の取り扱いについて、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まずこの協力隊員を、制度を活用して、募集をするときに最初のちょっと考え方を申し述べさせていただきたいのですが。

町長の1回目の答弁にもあったとおり、活動拠点としての役割は非常に重要であります。ですから、町とのですね、やっぱりかかわりの強いところが、やっぱり最初のスタート時にはいいのではないかと考えました。法的にいうと、公共的団体という位置づけになっている産業、経済団体、三セク等になります。ここは町の関与が及ぶところであり、連携もしやすいということで、そこでスタートをしたという経緯がございます。

それは厚岸町の考え方ですので、今人数を増やしてきた過程においては、今31年度で委嘱予定なのは、ごめんなさい、申しわけありません、今募集中なのが厚岸観光協会という組織があります。それは法的には公共的団体ではないのですが、町の観光行政の両輪を担う密接な関係のある団体ということで、会員も団体、それから町民の個人会員と多数おられます。準公共的組織といってもいいのかなと思います。

そういったことで、少しずつ団体のほう、拠点となっていくところを増やしてきている状態にあります。ですから、そこはこうでなければならないというのは、この組織だけだというのはないのですが、町との密接な関係を持って理解してきちっと運用していただけたところという、そういう提携といいますか、考えだということで進めさせていただいているところがございます。ここはもうそこの関係がきちんと成立しないとスタートを切れない部分ですから、そこはそういう状況でやらせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 例えば建設業協会とか、こういった部分の協会とかは、どういう考えになるのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） その組織がいい、悪いというのは、ちょっと申し上げられないと思います。1回目の町長の答弁のあったとおり、そこを活動拠点にしてどういう活動を最長3年間やっていただくか、その後、どういう就業のあり方を用意できるのかと、そういうことを打ち合わせさせていただいた段階で合意に達すれば、そこもそういった組織、具体的な組織名出ましたけれども、そういうところと限らず成り立つのかなどとは思いますが。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 何となく分かりました。

公共性が持たれる団体、また協力隊活動サポート可能な団体というのを打診と答弁にあるので、ここでどうのこうのというよりも、また直に別な場所で直接伺いたいと思います。

以上で終わります。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。（「はい」の声あり）

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました 名一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります、延原 実氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするもので、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目94番地。

氏名、延原 実。

生年月日、昭和23年5月7日。

性別、男。

職業、無職。

なお、任期は同法第423条第6項の規定により、3年間とされ、本年4月1日から2022年3月31日までであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第20号 指定管理者の指定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

公の施設であります厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、平成26年1月の厚岸町議会第1回臨時会において、平成26年4月1日から5年間の指定管理者による管理の議決をいただき、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が管理運営を行っており、本年3月31日をもって、指定管理期間が満了となるところでございます。

2期目の指定管理者を選定するに当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、手續条例）では、原則公募によることと規定されておりますが、特別養護老人ホームについては社会福祉法において第1種社会福祉事業と規定され、その経営主体は国、地方公共団体または社会福祉法人とすることを原則としていること、心和園とデイサービスセンターに勤務する職員の雇用の確保を考えながら、施設におけるサービスの質の維持、向上を図るためには、引き続き厚岸町社会福祉協議会での指定管理が望ましいのではないかという考えから、手續条例第5条第1項第6号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことといたしました。

また、厚岸町社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定するには、第1期の指定管理期間における指定管理の状況について、町民の視点で評価することも必要と考え、老人福祉施設指定管理者評価委員会を設置し、評価することといたしました。評価委員の選出については、厚岸町社会福祉協議会と利害関係がなく、家族等が入所者でない者として、町の高齢者保健福祉計画など、保健や福祉に関する計画策定などについて検討を行っていただいている厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の委員が

所属している団体を基本に5人と、司法書士合わせて6人に委嘱しております。

評価の方法としては、実際に施設に出向き、管理業務の内容の説明を受け質疑等を行い、町民の公平な利用が確保されていること、施設の管理運営に関すること、公の施設としての公共性とサービス提供に関することの大きく3つの大項目、16の小項目による評価基準で評価を行い、評価委員会の評価結果として、総合評価A、管理業務について大変適正に行われているとの報告をいただきました。

この評価結果を受け、厚岸町社会福祉協議会に手続条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を求め、提出された申請書は同条例施行規則第5条に基づく厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会において、選定審議を行っております。その結果、指定管理者として業務管理について適正に行うことができると判断され、適当との意見が町長に提出されましたので、この結果を踏まえ、指定管理者の候補者として地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書18ページをご覧ください。

記、以下について読み上げます。

1、公の施設の名称、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター。

2、指定管理者の名称、厚岸町梅香2丁目1番地、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会。

3、業務の範囲、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園につきましては、(1)町立特別養護老人ホーム条例(昭和56年厚岸町条例第3号、以下条例という)第4条各号に掲げる事業に関すること。(2)条例第7条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関すること。(3)条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関すること。(4)施設及び設備の維持管理に関すること。(5)その他町長が定める業務、としております。

厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、(1)厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例(平成3年厚岸町条例第7号、以下条例という)第3条各号に掲げる事業に関すること。(2)条例第6条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関すること。(3)条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関すること。(4)施設及び設備の維持管理に関すること。(5)その他町長が定める業務、としております。

なお、両施設は厨房業務、給湯ボイラー、電気、水道が共用されており、両施設間の人事交流等が行われることで、柔軟な職員配置が行える利点などがあることから、両施設を別々に管理しなければならない特別な事情もなく、引き続き一体的管理とするものであります。

4、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。町が実施している指定管理者制度は、いずれも指定期間を5年間としており、第1期の指定管理の状況から短すぎても長すぎてもよくないという考えのもと、第1期と同様の取り扱いとし5年間とするものでございます。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと、指定管理者基本協定書を締結することになります。本議会には議案第20号参考資料として、厚岸町立特

別養護老人ホーム心和園指定管理者基本協定書案と、厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者基本協定書案を配付しております。

第1期の協定書との変更点について、2つの協定書に共通して規定のある第15条管理物件の修繕、更新及び改造等については、その必要がある場合は修繕の内容、時期などを指定管理者と町の協議により決定し、その費用については原則町が負担することと変更しております。

また、特別養護老人ホーム心和園の第1期の協定書の規定にありました老人福祉施設職員移行補助金の交付、老人福祉施設職員移行補助金の精算に関する規定については、削除しております。

議案第20号参考資料として、もう一つ、厚岸町老人福祉施設指定管理者評価委員会評価結果を配付しておりますので、あわせてご参照に供していただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 指定管理についてはいいんですけれども、ちょっと参考資料、基本協定書の案を見させていただいた中で、若干ちょっとこれじゃというものがあるもので、お聞きしたいのですけれども。

例えば心和園の管理物件一覧表がつけられていて、前回のときに一応この、何というのかな、取得年とか採用年数というか、をつけるべきだということで質問させていただいて、このように思ったと思うのですけれども。これを見たときに。施設ができ上がってからずっとある備品が多々あるのですよね。要するに、昭和56年ですから30年、40年近くというような形の備品が多々あるような中で、これらを善良な管理者の注意義務をもって管理すれといっても無理があるんじゃないのかと。例えば、車のついてるものとかをやりながらも、いきなりもう古いからぼきっと折れてしまっ壊れてしまっ、じゃそれはどっちのせいなんだということになると思うのですよ。

やはり指定管理をして、施設を善良な管理をしていただきたいというのであれば、やはり預ける側としても預ける備品の状態は、常に良好なものでなければならぬと思うので、当然良好なものではあるとは思いますが、でも、いかんせんもう40年もたった金属疲労とかいろいろあるようなといったときに、どうなのかなというのが私だと思うのですよね。指定管理を受ける側として、例えばベッドが壊れたとかと、優先順位的にそういうものは要望はしやすいのしょうけれども、なかなか余りそんな壊れづらいついようなときには、そういうものの更新を、例えば町のほうにきちんと申し入れてくることのできるのかという、やっぱり心配があって、それによつての事件、事故というものがあるのはいけないと思うので、やはりそこら辺の備品の更新というものは、しっかり考えてもらわなければならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 備品の関係、それから施設修繕の関係、先ほど説明の中で若干申し上げましたけれども、今回第15条、協定書の第15条で管理物件の修繕、更新及び改造等というところで、管理物件の修繕、更新及び改造等が必要な場合は、修繕等の実施内容、実施時期等について甲乙協議の上決定し、修繕等にかかる費用については原則甲が負担すると、町が負担するということで明記させていただきました。

指定管理1期目の当初に、その辺の備品、修繕を幾らぐらいのものをどちらでやるかというところというのが、少し明確になっていない、協議の中でというようなことでしたけれども、この5年間やっていく中で、やはり特に施設の修繕については、先ほどお話ありましたとおり、56年に整備した施設、それから備品でありますので、非常に修繕等が多く発生をしているという状況があって、それについてはやはりきちっと町が対応するという形をしないと、施設側、それから入居者に迷惑をかけるということで、社会福祉協議会との協議の中で、平成29年度から町のほうできちっとその辺の修繕と更新を対応するということで、改めて予算の中にその項目を持たせていただきまして、整備、更新をしてきております。

今回、協定書の中で改めてこういうことでまた整理をしましたので、その備品の管理等については、よく心和園側と相談をして計画的に更新をしていく、修繕をしていくというところは、やっていきたいなと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会に指定管理を始めて5年が経過したと。今回2回目の契約となるわけでございますけれども、今回の契約で、先ほどの説明で人件費等の補助金の条例はなくなりましたということは、人件費も含めて今回の契約の中には厚岸町からの助成はなくなるのかなと。移行時にかかわる関係については、1回目である程度整備はされて、今回の計画には計上がないんだと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

それから2点目でございます。

3番、堀議員のほうからもありました。私も全く同じ思いでおったのです。内容につきましても理解をさせていただいたのですが、新年度計上の中に、温冷配膳車3台の計上があると伺っておるのですけれども、この計上に至るプロセス、社協と町側とどのような話し合い、どこでどのような話し合いをされて、この購入に至ったのかな、というのは当然町として社協との協議の中で、どういうところでこの協議がなされて、必要だと町と判断して町が出すと、この辺のプロセスと、簡単に要望があったから出しましたよとは、こうはならないと思うのですよ。社協としても、社協で必要だからということで要望が上がってきてるのだと思うのですが、事務的にいうか、形の上ではどのようなになっているのか、お尋ねをまずさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 第1期目で厚岸町からの助成という部分では、正職員の移行ということで、3年間の分について移行補助金ということで規定をしております、補助をしていたということでございます。その3年間が終わった段階で、29年度、30年度につきましては、移行をする前に未払いの賃金があった部分についての部分が、当初の段階では話になかったものが新たに出てきたということで、その分について2年間、29年度と30年度の助成ということでさせていただきました。

更新に当たりまして、新たにはその部分については、改めてのものになりますので、そこを整理をした上で、整理をする必要があるということで社協のほうとも話をいたしまして、その補助金については今回はなしということで話し合いをしておりますので、今回は協定の中からも削除をさせていただいているということでございます。

それから、温冷配膳車のことにつきましては、今年の部分で3カ年実施計画の要望をまず心和園のほうと調整をいたします。毎年3カ年要望がありますので、その段階で心和園のほうから要望を受けると。その要望を受けたものを、心和園側と話をした上で、町がそれが必要ということで私ども判断したものについて3カ年要望をいたしまして、その3カ年に載せた上で、今年、新年度に予算が計上をしたということで、やはりあそこの施設、今厨房はユニット側にあります。新しくできた奥のほうですけれども、そこからかなりな距離が多床室側に来るまでありますので、そのところの距離があるのと、それからやはり入っている方に温かいものは温かく、冷たいものは冷たく出すということをやりたいということで、心和園側からの要望を受けましたので、私どもも全くそのとおりだなと思っておりますので、それについては3カ年の要望をさせていただいて、今回の新年度予算の計上になったという経過でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に、特別老人ホーム心和園とデイサービスの協定書を結ぶわけですが、このいただいた資料の7ページですか。7ページの下、下段のほうに、虐待の防止等のための処置、第26条、甲は虐待の防止等のため、第8条各号に掲げる管理業務の従事者等の研修を実施しなければならない、であります。

まずここについて、当然世の中いろいろマスコミでも騒いでおるわけですが、当然管理委託しておるわけですから、町としてもこの辺の問題に注視していかなければ、私はならないと思います。そういう意味では、町として心和園のほうから、これらの問題について何点かお尋ねをさせていただきたいなと思います。

心和園のほうで実施されていると思うんですけれども、町がしているのかどうか分かんないですけれども、働いている皆さんにこの虐待等の研修をされているのでしょうか、どうなのか。もしやっているとすれば、どのような内容で、年どのぐらいやっておられるのかお尋ねをさせていただきます。

それから、2項でございます。

乙は管理業務の実施に当たって、虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、

その状況を速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならないとあります。ということは、過去に心和園のほうから町のほうに、このような事例があったのかどうか、この辺についてもお尋ねをさせていただきます。

3点目なのですけれども、当然移行するに当たりまして、厚岸町老人福祉施設指定管理者評価委員会の評価を受けた。大変いいことだなと私は思います。それで、この中で、評価委員の評価はAですから、およそ90点以上は平均点であったということで評価がなされた。それで、8番目なのです。おおむねみな90点以上ですから、この表ずっと読ませていただいたのですけれども、3の(8)配膳職員の勤務形態及び勤務条件は適正かとなっているのですけれども、評価については勤務状況はきちっとやっているよ。ただその下に、求人は出しているが、介護員1人の欠員が続いている、夜間4人体制しかとれないのは心配とあります。これらについては、町としてどの程度、人員募集の関係だと思うのですけれども、町としてはこういう問題についてどうかかわっていかれるのかなど。預けているからいいんですよとなるのか、また町として何かができるのでしょうか。どうなのかなというのを疑問に思いました。

それから、施設の目的に基づきそれに対応した、(1)でございます、効率的な運営を行っていたとあります。これにつきましては、ユニットの多床室の入居者にはコーヒーマサービスや飲酒サービス提供などの家庭的な雰囲気をつくり上げているという評価が、高評価でございます。私も2月だと思います。デイサービスのほうを視察をさせていただいたのですけれども、それぞれ職員の皆さんが創意工夫をされて、住みやすい環境づくりというのですか、非常に努力をされているなど、配慮されているな、配置も変えて、お金をかけなくても自分たちの努力、いろいろと考えて手づくりで、心和園で安心して暮らせるように、和んでいただけるように努力をされているということが受けとめられました。そういう意味では、指定管理にしても大丈夫なのかなという思いでまいりました。そんな意味で、ただいま質問させていただいたことについて答弁を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 研修でございますけれども、研修につきましては、内部研修、それから外でそれぞれ介護人等を対象とした研修、それぞれございますので、そういったもので対応をしております。

申しわけありませんけれども、虐待ということでの研修ということは、そういう名前の研修というのは、ちょっと確認をしておりますけれども、そのいろいろな研修の中で、虐待予防というのは常に出てくるものでありますので、そういうことでしっかり虐待に対しての対応というのはしていると考えております。

それから、この5年間の中で虐待ということで、施設のほうから報告を受けたものはございません。ただ、けがをした、あるいは転んで骨折をしたですとかというような報告は、そういうことがあった場合には随時報告を受けております。ただ、虐待という部分では報告を受けた状況はないということでございます。

それから、評価の関係ですけれども、配置職員の状況でございます。確かに夜勤4人体制ということで、そこについては、現場に行った委員さんから、それもその評価委員

会をやったときは夜でしたので職員も少ないという状況の中で、あの広さの状況からやはり心配だという声は上がっておりました。ただ、配置基準については、それはしっかり守っておりますので、評価委員さんの意見としてはそういった感想を述べられていたということで、この記載をさせていただいております。

それから、効率的な運営ということで、行ったときに説明を受けた中では、済みません。例えば防災のとき、災害があった、あるいは緊急的なときには部屋の入り口のところに赤い札を置いて、かけてありまして、その札を緊急時に職員が、1人の職員が確認をしたらそれを外すというようなことで、それを外してこの辺に捨てると、投げるとというようなことで、そうすると次の職員はそこは前の誰かが見て、中に人はいないというのを確認をしたというようなことが分かるようなふうに、みんなで話し合っただけでそういう対応をしたというようなことの説明も受けました。

それから、利用者さんの声を聞いて、できるだけ利用者さんが自分で対応を、例えばお茶が飲みたければ自分で、やれる人は自分でとりに行く、コーヒーが飲みたければ自分でコーヒーをとりに行く。それが今までは介護員に出してもらってたものを自分で、自分のペースでそういうことができるようにということで、コーヒーサーバーを置いたりというような取り組みをしております。そこについては非常に委員さんたちもいい印象を受けているということで、そういう面での評価、効率的な対応、質的な対応についても、そういうところについてはいい評価をしていただいたという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ。今、評価委員の皆さんも、(8)なのですけれども、4人体制で不安を覚えた。実質私は勤務しているわけではないのですから分からないのですけれども、やはり夜間でございますから、この4人で大丈夫なのかどうなのか、再検討をしてみる必要が、十分なのかどうなのか、この辺については検討をしてみて、当然委託するわけでございますから、これらについての体制について、町としても再度検証をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど申しわけありません。職員の採用に町がという部分でございますけれども、抜けておりました。それについて、その部分につきましては、やはり社会福祉協議会の対応ということになりますので、町が関与できるものではないと思います。

それから、夜間の夜勤という部分については、以前にも議会でその心配をいただいたことがあると思っておりますけれども、そこについては基本的には基準をクリアしているという状況の中での新たにという部分で、そこを町がという部分は、他の町内にもお年寄りが入っている施設というのは心和園ばかりではございませんので、そういう部分も含めてなかなか難しい問題でございます。そこについては、対応は今の段階では難しいなと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 評価委員の評価結果というのが、これがあるのですけれども、ここに職員の人材育成研修計画が適正かとあるのですけれども、評価に当たっての主な意見として、各種研修会へより多くの職員参加を行うべく努力されていると評価されているのですけれども、やっぱり指定管理を受ける中で、こういった努力というのは当然必要なのですけれども、こういうことが本当に適正に行われているかどうかというのが、町の受け身としてどういうふうに捉えているのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 研修等に対しての事業評価、事業の報告というのはいただいている中で、いろいろな研修をしているというところについては、内部研修も含めて一生懸命やっているということは、私どももそういうふうに思っております。

ただ、第三者評価ということで、町がお金を出して委託をして、委託機関で評価をしていただいている評価の中では、まだそれでは足りないということで、一人一人のスキルを上げていくような計画を立てるべき、立てて実施をしなければいけないと、すべきだというようなことで、そういった部分の指摘なんかはやはり受けておりますので、そこについてはこれでいいんだということはないんだと思います。できるだけそういった研修を、いろいろな面でやっぱり外部研修の活用、それから内部研修の実施の検討というのは常にしていかななくてはならないとは考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 人材の育成ということなので、人材については十分、配置の部分で考えると、この人材については十分いるというふうに認識しているかどうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この評価をしたときの心和園のほうからのお話では、介護員で1名欠員ということで募集をしているけれども、補充できない状況だということは聞いておりました。全体的には非常に介護員、それから看護師の確保が難しいということで、去年の3月にも退職された方がいて、4月からの部分で苦労して職員の採用に当たったようだけれども、今年もまた3月、この3月で退職をされる方もいらっしゃるよう聞いております。新たな採用がなかなか難しいということは聞いております。これにつきましては、本当に全国的な問題で、この釧路管内においても本当にどこの施設もそういう職員の確保に苦労をしているというような状況で、心和園のほうについても同様の状態があると聞いております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そういう実態の中で、大変人材については苦勞されているんだらうなと認識をしていたのですけれども、高校生の就職状況についてということで、翔洋高校の指導主事さんのお話なのですけれども、ちょっと読まさせてもらいます。「全体的にも今年度は町内就職が下がっております。もしかすると、町内に就職する可能性もある企業様もあるとは思いますが、一応全道、全国どこにも行くか分からないということで、町外就職の方に入っております。一昨年度なのですが、介護職員が1名町内で就職したいのですが、今年度厚岸町内の社会福祉協議会で例年2年に1回初任者研修の講習をやっておりました。自己負担が3万5,000円でそちらの研修を受けて、昔のホームヘルパー2級に近いものと思いますが、本来は平成30年度に町内でやる予定でしたが、社会福祉協議会さんのほうで採算が合わないということで、30年度は行いませんということでした。こちらの介護職員に就職した子も本来であれば、地元で働きたいということを1年のときから希望していたのですが、資格が取れないということで、そういったもののケアをしてくれる釧路市内の施設に就職したいということがありました。とても残念です」というのがありました。

ここの部分については、町として掌握していたのか、分かっていたのか。また、社会福祉協議会のあり方として、本来採算がとれるとかとれないかとかということを中心に、ものを考えている社会福祉協議会ってどうなんだというふうに町民から、これを非難している声がたくさんあります。こういったことを踏まえて、社会福祉協議会のあり方ということをもう一度考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルパーの講座ということで2年に1回実施をしてきておりまして、今年度は、平成30年度は実施をしなかったということで、それは承知をしております。

その話を聞きますと、実は講座をやって研修をして、2級ヘルパー相当の資格というか、そういうものを持った方が実際に就職につながっていないという状況が実はあります。家族の方等を含めて、そういうもののために勉強をすとか、いろいろなやっぱり動機にもいろいろあるものですから、実際になかなかつながってこないというような状況が続いていたというのが一つ。

それと、前回2年前に実施をしたときに翔洋高校のほうにも声をかけさせていただいて、高校生の方をその講座を受けられるようにということで、時間も合わせて受けられるような対応をとっております。

ただ、実際にそのときは3人くらい受けていたのだと思うのですけれども、最終的には全て受けられたのはお一人だったと思います。そこもなかなか町内でのものには結びついてこなかったという状況があったのと、それからそのときに人数が非常に少なくなってしまうと。その前は十数人いたのですけれども、前は数人ということで、10人に

満たないというような状況もあったということで、そういうことを総体的に考えてもう一度検討しなくちゃいけないというようなことを含めて、平成30年度は実施をしなかったと聞いております。

ただ、実際現実的に介護職員の確保ができていないという状況がありますので、そこはもう本当に社会福祉協議会も切実な問題として捉えておりますので、その部分はまた改めて私どももどういう方向性がいいのかというところは、相談をしていきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございますか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 何点かお聞きします。

まず、今5番さんの言った問題ですが、この後定期的にそのヘルパー講習ですね、人材育成講習、それを行っていくのですか。それとも、採算だか何か知らんけれども、受講者がいないからとか、いろいろな話あるでしょうけれども、これはもうやめたのですか。

失礼、まだほかにあります。何点もありますので、3回しかできないんですよ。

それから、8番さんのほうからも同じ話が出ておりましたが、夜間の職員配置ですね。これ前に私も提言しているのですが、例えば町立病院では警備員という方が、男の方2人いますよね。万が一地震が来た、火事だ、津波だというときには、ああいう方はやはり非常に力強いと思うのです。単に不審者が入ってくるのを見てるとか、そういう問題だけじゃないですよ。それと同じ考えで、いわゆる心和園にもそういう警備員の配置というのが必要でないのかと。それについての人件費ということになったら、町で補填することだって必要なだけ大事なものじゃないのかということを書いて、そのときは検討するという話で終わったのですが、今の話聞いてると、他の施設との兼ね合いがあるものだからというようにも聞こえる答弁だったのですが、それはどういうことなんですか。

それから、移行、5年前の話になるのですが、町の職員だった方が社会福祉協議会の職員になるわけですよ。指定管理者になったときにね。そうすると、給与の面でギャップが出る部分がどうしてもあるということで、その分は穴埋めするというのが移行補助金だか、移行何とか金だかということじゃなかったかと思うのです。それが、そういう部分にのみ使われていたのかどうか。

それから、今のちょっとお聞きすると、未払いがどうのこうのというようなふうに聞こえたのですが、私の聞き間違いでなければ、このあたりの、今回もう必要なくなったから削除したんだという制度について、もうちょっと詳しく説明してください。

それから、今回の指定管理者評価委員会の評価結果というのを見ると、非常に高得点をとっているわけですね。よかったなと思って見ております。ただ、先ほど来答弁の中にも出ておりましたが、この施設を指定管理者にしたときに、町民の中ではサービスレベルが落ちるんじゃないかという危惧がありましたよね。そうじゃないんだということ、当時の担当者も非常に丁寧に説明してくれてました。しかし、そういうものに応え

るという意味もあるし、また本来、何というのですか、運営の質を上げていくという意味でも非常に大事なものであるというので、第三者評価を行いました。これは何回か行ってますね。そのときに、全てが100点じゃなかったのですよね。ここのところがうまくないよというようなものを何点か指摘されました。また、場合によっては、こちらがよかれと思って行っていることが、第三者評価にとってはマイナス点に評価されるものがありました。典型的なのは、車椅子なんかで歩くときに、お年寄りが動いて落ちちゃうおそれがある方もいるのですよね。そういうときに、バンドで固定したわけですよ。それは拘束だということで、もうちょっとやり方考えろというようなことを言われて、これは現場にとっては不満だったんじゃないかと思うのです。そういうものもありました。ただ、外から見るとそういうことなのかなということを知る意味では大変よかったです。

それで、それから利用者のほう、あるいは利用者の家族のほうから、この点早くいうと変でないかというような声が出たほうがいいわけですよ。お互いに、いや、そうじゃないんだよということが言えますから。そのために厚岸町は苦情相談員という者を置いて、その橋渡しをしていると。そして、施設のほうで気がつかない問題があったとすれば、そこで指摘してもらって直せばいいし、誤解があったのであればそれはちゃんと説明すればいいしということで、その苦情相談員活躍していると思うのです。

そういうような第三者評価の結果だとか、それから苦情相談員が入った問題だとか、そういうものについてもこの評価委員会では参考にして、その上でこの評価を出していると考えてよろしいのですよね。そうすると、例えば第三者評価でいうと、あのときにあんまりよくない点がついた項目についてはもう改善されて、今はもう全てよくなって、こういうような平均点でいうと90点以上のものになっていると解釈してよろしいのですね。そのあたりお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルパー講習の関係につきましては、今年度中止にして検討をするということでございますので、その内容というのはちょっとまだ聞いておりませんので、それについてはまた改めて相談をしていきたいと思っております。

それから、夜間の配置ということですがけれども、これにつきましては先ほど他の施設という部分でございますけれども、町の指定管理というところで民間のノウハウを活用して指定管理をしてもらうわけですがけれども、町内には他にも民間の事業者がいらっしゃるということで、それが兼ね合いなんかも含めて難しいなと考えているという答弁をさせていただきました。

●議長（佐藤議員） 課長、兼ね合いとはどういうことかと聞いてるのですよ。

●保健福祉課長（阿部課長） 民間事業者においても夜間の宿直が必要な事業者がございます。そういう部分もありまして、町として指定管理をする上では、民間のノウハウというところを使って運営をしてもらうというところで、指定管理をするということからすると、町が片一方に補助金なりそういう手当をするというところには問題があるのかな

と、難しいなと考えているところでございます。

それから、5年前に移行補助金ということで補助金を出しておりますけれども、それは正職員4人分が移行をするということに対して、それに関係する給与の分を保障するというので、3年間に限ってということで補助金を出していたということで、それは3年間の約束ですので、26、7、8の3年間で終了をいたしました。

平成26年に移行をしたときに、その前に町が運営をしていた段階で、夜勤ですとか休暇等でもって未払いの給与があるということで、26年度のときにその分について、町がその分を各職員の方々にその分を出すという、支給をさせていただきました。それについては、26年に移行する段階では社会福祉協議会にとっての、指定管理の話の段階ではなかった部分の経費になりますので、その経費の分については移行補助金、正職員が移行することによっての補助金が終了した段階で、そこの部分の負担というのは当然給与が上がっておりますので、払わさっていなかった給与等の部分を改善することによって、社協が支払う給与が上がっているということで、その分について何とか補助をしてほしいということで、平成29年度、それから30年度にその補助金の要望を受けて補助をしていたという内容でございます。

それから、第三者評価それから介護相談員の関係でございませけれども、これについてはこの評価委員会のときにこの第三者評価の内容と、それから介護相談員の相談状況というのを皆様にもお配りをして評価の参考にはさせていただいております。ただ、全てそれで第三者評価の指摘を、指摘といいますか、A、B、Cの評価ですので、C評価といったものが全て改善をされているかというところはなかなか改善は難しい部分もありまして、心和園とか社協の側もその指摘を受けたものについて、また改めて3年、3つに分けてやっておりますので、新年度またユニット型のところから始まりますけれども、それに向けて改善した部分とまだできていない部分とについては、社協のほうもいろいろ検討をしているようですけれども、なかなか100%にというのは難しい状況にありますので、そこは引き続き検討をしていかなければならないと考えております。

●議長（佐藤議員） 2回目、昼からでいいですか。申しわけありません。

昼食のため、休憩いたします。

再会は、午後1時からといたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議長） 再開いたします。

6番、室崎議員の再質問から行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと何点もあるものですから、私自身があれと思うようなところもありますけれども、よろしくお願いします。

まず、講習の話なのですがね、これ始めたときは結局その講習を受けた人が全員厚岸で、早く言えば社協に勤めることにはならないだろうと。家庭に入る人だっているだろう。ただ、この介護というものについてきちんとした講習を受けていることは、町全体のそういう質を上げていこうと、その人はまたほかの人に指導もできるだろうという趣旨があったのですよ。今の話聞いてると、その講習を受けた人がその職についてくれないから効果がないというふうにすら聞こえるのです。これはやっぱり考えものです。

それと、何であろうと学校関係者の方がある程度公式な席で、自分はこういうふうに言われましたというような印象を与えているということです。録音とってないから言った言わないになるでしょうけれども。この話が町へ流れるんですよ。これはいいことじゃないですね。だから、やはりどういう趣旨で、どういうふうやってきたのかということは、誰に向かっても同じようにきちんと説明しなければ駄目です。福祉課の課長さんに対するときだけはいい話で、ほかのところでは、えっ、そんなこと言ってるのというようなことでは駄目なので、そこのところはやはりきちんと、あなたのほうから注意すべきは注意して、そしてやるべきことはやるように、これは指導監督していただきたい。

それから次に、職員、警備員の話なのですが、今のお話を聞いてると、介護保険の保険者としての立場で、事業者に対しては平等にしなければならないので、それでうまくないとも聞こえるのですよ。ただ、私が言っているのは、その施設の管理の問題なのです。管理というか、安全の問題なのです。そうすると、あの施設は社協に運営は任せているけれども、これ町の施設でしょう。そうすると、そこに補填をするということを、安全上のね、それについては、これはまた別にとり理屈も成り立ちませんか。そういう点で検討をしていただきたい。

やはり人数も、それとほかの町内の施設とは大分違いますよね。入所者の人数がね。そういう意味でも、地元の自治会やいろいろなところと何とか連携してというふうに行っているのもよく分かるのですけれども、さあ、地震が来た、停電になった、津波が来るかもしれないというときに、自分のうち投げて、周りの人たちが助けに来てくれというほうがやはり難しいと思いますよ。そういう意味で、それで十分だなんて私言いませんけれども、少しでも手当をするということは大事でないかと。そういう観点から検討してください。

それから、未払いがあったという話なのですよね。これは社協が預かる前のことでしょう。そうしたら町とまだもらってない人との直接の関係であって、社協がそこに出ることはないんじゃないですか。それから、給与の落差ですね。それについて補填することは、移行補助でもって条件をつけてやっているわけですよ。それ以上に出すということが当然かのごとくに言っているのだけれども、これはやはりきちんと説明する必要があると思いますよ。ただ、これはもう既に、その後議決もされている問題だろうから深入りはしませんけれどもね。そういうような、何かわけの分からない話があると、そういうものがもやもやとして尾を引くので、やはりこれもきちんと説明してください。

それから、第三者評価に関しては、今の説明ですとちょっと疑問点が残るのですよね。いや、それについてはきちんと解決した、あるいは解決する方向で今こういう具体的な

努力をしているから、したがって評価においてはこうするというようなものであれば、この当たりの主な意見というのに出てこなければなりませんよね。全然出てきてないです。そして、なおかつ、まあまあそれはそれにしておいて90点ですというのであれば、そもそもこの評価何なんだということになりかねないわけですよ。それで、いささかの疑念が残ると、そういうことなので、もう一度説明をお願いしたいと、そういうことです。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 募集の関係につきましては、全てが社協で、あるいは町内で就労ということではもちろん社協のほうも考えていなくて、家庭も含めてということでおっしゃられたような目的を持ってということは、そのとおりでございます。今回大きな、今年度やらなかった大きな部分では、人が少なくなったということが大きな理由の一つになっておりまして、そういう部分では、一応中止しましたけれども、今後やらないということではありませぬので、そこについてはまた改めて、実施に当たっては私どもの職員が講師になってと協力という体制もあるものですから、そういう部分も含めて、今後の実施については相談をしていきたいなと思います。

それから警備員の関係でございますけれども、施設の安全の問題ということで、入居者の方がいざというときの部分は、そのとおりのことだと思っておりますので、これについては引き続き検討をさせていただきたいと思っております。

それから、補助金の関係でございます。平成26年に移行したときに協定書でも3年間の移行補助金ということで、正職員が向こうのほうに移った分の差額の分について補助をさせていただいて、その方に対しての部分の補助金ですので、その方の給与に反映をしていたということで、それについては3年間の約束ですので3年間で終わりました。未払いの部分につきましては、そこで改めて話になりましたのが、平成26年に新しく移行に当たって、心和園が町でやっていたときに超勤ですとか、それから勤務の部分で、休暇ですとかの部分で、給与をきちっと支払われていなかったという部分を、平成26年に25年までの分として町の方で、町が支払いをしたということで、それはそれで町としては支払いを終えておりますけれども、その話になったときに、社会福祉協議会はその払わされていなかった部分というのは、改善をしたことによって給与分が増えることとなります。増えた状態で社協が引き継いでやっていったときに、社協は平成25年度の協議をするときはその分というのは考えていなかった部分ですので、町としてその部分は社協に対しては補助金として払う必要があるという判断を、3年間の移行補助金が終わる段階で改めて社協のほうからその要求、要望がありまして、それを29年度と30年度、2年間補助をしたということでございます。ので、今度その部分は5年間の期間が3月で終わりますので、4月以降改めてという段階では、それも折り込んだ中で社会福祉協議会としては補助金の要望をしないということでございますので、今回新たな更新に当たってはその分はなしということで、協定からも削除をさせていただいたという内容でございます。

それから、第三者評価につきましては、A、B、Cということで、施設側は100項目以

上それぞれの項目についてA、B、Cの評価をいただいて、特にC評価の部分については、C評価と評価をされた部分については、いろいろ改善策を検討してきたということで、その検討した内容については新たな評価、また今年からユニット型から始めますがけれども、その評価を受けますので、その評価に改善をして新たな、また再評価を受けるところで、特にC評価の部分について改善をするということは、社協の中でもいろいろ検討をして、そして私どももその検討した内容についてはいただいておりますので、これは今度新たな評価をするに当たって、また社協のほうとも相談をしなくちゃいけませんので、そこに当たってはそこのものをしっかりとやっていくという部分では確認をしながら、相談をしながらやっていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時15分再開

●議長（佐藤議長） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけございません。

この評価に当たりましては、社協の施設に行って、社協側から聞き取りをする、現場を見てやる。それと、この第三者評価で出た部分については、それも資料として用意をしまして、この第三者評価の部分と介護相談員の報告書も資料として提示をしまして、その上で評価をいただいておりますので、提示をいたしましたけれども、ただ一つ一つの項目をきちっと検証をしてというところまでは、時間的な部分もありましてできなかったという状況はございます。

●議長（佐藤議長） 6 番、室崎議員。

●室崎議員 長い時間とって申しわけないです。そんなに深入りする気はなかったのですけれども。

まず、移行に当たっての補助金の話なのですけれども、どうも聞いてて理解できないところがあるのですよ。町が支払うべきものを支払ってなかった、過去にね、ということがあったのだと。そこの部分についてはちゃんとお支払いしなければならないと。時効にかかったところは勘弁してもらって、そしてやりますと、それは議会でも説明があって、町長、陳謝しながらその話をしたのだから分かってる。だけれども、それは社協とは関係ないわけでしょう。それなのに、あるときからぽんと、そこのところでも差額の部分について、また改善された状態になったときに穴があるからやってくれと。これ、もしそのとききちんと払っていたら、こういう話は出てくるのですか。要するに、払ってなかった分に関しては町がその本人との間で対々でもって全部払ってるわけでしょう。

社協はそのときには関係してないのですよ。それから、今度移行したときの補助金というのは、その差額のある分について町が補助したのですよ。あと何が出るのですか。どうもその説明がよく分からない。もう一度、私のような頭の悪いのでも分かるように、もう少しすっきりした説明してください。

それから、評価委員会に関しては、第三者評価を資料として使っているわけですね。そして、そういうものを勘案して見たわけですね。そして90何点大丈夫です、どこも問題ありませんよというのが出てるわけですよ。そうすると、この後第三者評価として、また道社協ですか、そちらが評価の事業者としてまた行われると、今話がありました。そのときには、この評価委員会の評価のように、あそこのところは全部改善されてますよというのが出ると期待しておいてよろしいわけですね。

何か、今聞いていると、ああ、そうなんだなと思ったら、ですがというようなことを言って、またいや、ちゃんと見てないようなこともあるかもしれませんというのだけでも、そんな話になったら一体何のために評価してるのかということになってしまうでしょう。私はそんなんじゃないくて、ここできちんとした皆さんがそういう資料も受け取って、なおかつ評価しているのだから、そういうものが改善されたんだということで、ここにいい点をつけたのだらうと解釈してるのですが、違うのですか。その点について、この2点、最後に説明をしていただきたい。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 未払いの部分につきましては、まず移行補助金については正職員、当初4人で最終的には3人だったと思いますけれども、その分としてお支払いをして、本人に給与として渡っているということでございます。

未払いの部分につきましては、平成25年まで心和園でその職員の勤務状況の中で、勤務をしているとみなされる部分があって、その部分というのは給与として発生をするということで、おっしゃられたように26年に、平成26年の11月だったと思いますけれども、お支払いをさせていただきましたので、26年までの分につきましては町から本人にきちっと支払いをしております。今度、26年から社会福祉協議会が今度職員に給与を支払います。その段階で、社会福祉協議会としては、その問題があったことによって、当初協議をしていた段階では、その問題がないことを前提にして給与を想定をしていたというようなことがありまして、それが26年に実際にスタートした段階では、その分を給与として見なくてはいけない部分がありまして、想定よりも給与の部分が若干増えるということがありまして、その分については当初指定管理を、協議をしていた段階では分からなかった部分ということで、それはそういう状況のもとで指定管理として実際に進んできて、社会福祉協議会はその分の給与を多く払わなければならなくなっている状況がありますので、そこは町として補助をすべきということで、29年度と30年度について補助金を出させていただいたという内容でございます。

それから、評価委員会の関係につきましては、第三者評価で受ける項目100数項目、それぞれの施設によって違いますけれども、あります。ありますけれども、どちらかというところ施設の管理的な部分というのを今回の評価委員会では、施設の管理運営含めてやっ

ていただけてますけれども、本当に詳細の部分の評価までは行っていなかったということは、項目的には17項目、第三者評価では100数項目という部分では、そのところをきちっと第三者評価のように評価ができたかということ、そこはそうは言い切れないなということでもって、答えさせていただきました。

本来であれば、もっと時間をとって、第三者評価の内容ももっと承知をしていただいた上で、評価をしてもらうというようなことが必要だった。足りなかった部分というのはあったかなと思います。その部分については、今後に当たって検討していきたいなと考えております。(発言する者あり)

●議長（佐藤議員） 他にございますか。

(なし)

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

挙げたの。

10番、杉田議員。

●杉田議員 済みません。

ほかの議員さんからもご指摘されているので、蛇足になってしまうかもしれないのですが、ちょっとだけ、一つだけ確認させていただきたいと思います。

指定管理者として、管理者の指定として評価されているもので、それはこういうふうには高評価になるのかもしれないのですが、そもそも私はこの評価配点にちょっと疑問があるなと思います。といいますのは、介護の施設ですから、何よりも人と人との業務といいますか、職務になると思いますので、そこに配置されている介護員もしくはヘルパーさんというのですかね。ヘルパーさんたちの評価といいますか、仕事、職場での職務のしやすさというものが評価されるべきなのかなと私は重視するのです。

ほかの議員さんからもご指摘あったように、一番大事なはこの評価項目の3の8、9に当たるべきところであって、何というのでしょうかね、直接介護職員さん、あるいはヘルパーさんからのモチベーションとか処遇、待遇というものがどうなっているのかということなどをどのように把握、認識されているのかということをお話させていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この評価に当たって、直接はどの職員さんからお話を聞くということはしておりません。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 今回こういった評価されているわけですがけれども、今後できれば実際に現場

に出てらっしゃる方々の待遇、対応、モチベーションといったものを確認できるような評価をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今後の評価に当たって検討をさせていただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 他にございますか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第5、議案第21号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第21号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を通る国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても利用され、比較的、大型車両が多く通行する道路となっております。その道路状態は経年劣化等により路面にひび割れやわだちが発生し、通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋も建設から約40年が経過し老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を行い、平成34年までの事業期間として防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。これまでは、ホマカイ橋の架け替え、軟弱地盤対策、法面对策、起点部交差点位置の変更及び太田側の急カーブが連続する区間までの改良舗装を行ってきております。今年度はさらに太田側に向かい改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1、工事名（平成30年度国債）太田門静間道路改良舗装工事。

2、工事場所、厚岸町太田宏陽。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7社の参加によるものでございます。

4、請負金額、8,964万円。

5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

21ページをご覧ください。

参考としまして、1、工事概要であります。道路改良舗装工事として延長430メートル、幅7.5メートル。道路の断面構成は、表層、密粒度ギャップアスコン3センチ。基礎、粗粒度アスコン、厚さ4センチ。上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチ。下層路盤工、0から40ミリ砕石、厚さ40センチ。凍上抑制層、山砂、厚さ40センチ。

2、工期であります。着手は契約締結日の翌日、完成は平成31年10月10日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、道路構造図は別紙説明資料のとおりであります。

22ページをお開き願います。

今回の施工位置であります。図面中央の丸で囲った部分、門静地区と太田地区を結ぶ町道太田門静間道路の中間よりやや太田側となります。

23ページをご覧ください。

図面左側が起点である国道44号、右側は終点であります太田地区となります。

現在まで、施行を終えている区間は、国道44号入り口からホマカイ橋を通り、曲線区間を越えた区間、延長2,226.38メートルであります。

今年度は、図面中央の太線で示している平成30年度国債施工区間の改良舗装工延長430メートルとなります。

図面右上には改良舗装工の道路構造図を示しております。車が通る幅、片側2.75メートルは変わらないものの、路肩は0.75メートルから1メートルとなり、全体幅では現道よりも0.5メートル広くなり、7メートルが7.5メートルとなります。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、昨年12月21日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第22号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第22号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書24ページをお開き願います。
次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。
平成30年3月9日議案第20号をもって議決を経た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。
変更内容は下記のとおりとなります。
1 工事名、2 工事場所、3 契約の方法に変更はございません。
4 請負金額、金2億9,322万円が、434万1,600円増額となる金2億9,756万1,600円へ変更するものであります。
5 請負契約者に変更はございません。
25ページをお開き願います。
参考といたしまして、工事概要を示しております。
表中の左欄に工事内容の区分・種別、そこから右に、変更前、変更後、備考となっております。構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっております。右、備考欄に変更内容を記載しております。
1 工事概要、2 工期についても変更はございません。
このたびの請負金額の変更理由であります。昨年2月16日に平成30年3月1日から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価に比して全職種単純平均2.8%上昇したところであります。
本件の契約に係る入札に当たりましては、旧労務単価を適用しておりますが、国土交通省並びに国、北海道の取り扱いに準じ、当町におかれましても、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議に応じる考えであり、本件に係る工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。
以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第7、議案第23号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第23号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書26ページをお開き願います。
次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。
平成30年9月20日議案第68号をもって議決を経た工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。
変更内容は下記のとおりとなります。
1 工事名、2 工事場所、3 契約の方法に変更はございません。
4 請負金額、金6,156万円から、5万1,200円減額となる金6,140万8,800円へ変更するものであります。
5 請負契約者に変更はございません。
27ページをお開き願います。
参考といたしまして、工事概要を示しております。
表中の左欄に工事内容の区分・種別、そこから右に、変更前、変更後、備考となっております。構成は契約締結の際に説明させていただいた内容となっております。右、備考欄に変更内容を記載しております。
1 工事概要の変更内容でございますが、排水ボーリング工、変更前は延長90メートル、変更後は延長87.3メートルと2.7メートルの延長減となっております。
2 工期でございますが、工事概要の変更に伴う工期の変更はございません。
3 参考図として、位置図、平面図、断面図を添付しております。
28ページをご覧ください。
今回の施工位置でございますが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間の丸で示した部

分となります。

29ページをお開き願います。

図面向かって左側が床潭地区、右側が末広地区とした配置となっております。

図面中央、点線の丸で囲っている箇所が今回の変更内容にかかわる箇所となります。

今回の変更内容であります、図面中央より下の断面図をごらんください。

中央に集水井工がありますが、その集水井の底付近の右側から細い点線が斜め右下に向かって伸びており、集水ますに接続し幌満別川に排水する計画となっております。

この点線は集水井工に集めた地すべりに悪影響を与える地下水を排水するための地中を掘削する排水ボーリング工となっております。

当初の設計では集水井工から排水ボーリング工の掘削を開始し、集水ますに直接到達する計画でありましたが、施工の結果、集水ますより丈夫に到達したため、当初計上していた排水ボーリング工90メートルを施工後の実数により2.7メートル減の87.3メートルと変更するものでございます。

設計図より変わった位置に施工された状態となりますが、ボーリング機械の設置角度や掘削位置に問題はなく、北海道建設部土木工事共通仕様書で定められている許容誤差内と判断し、受注者の施工不良ではないこと、集水井工に集めた地下水の排水という排水ボーリングの目的は果たされているという状態となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 課長、さっき金額の変更で5万1,200円減額と説明しなかった。

もし5万1,200円、聞き間違いでなければ、5万1,200円と説明したのであれば、15万1,200円でないかい。

建設課長。

- 建設課長（水上課長） 申しわけございませんでした。

先ほど、4請負金額、この説明の際に、金6,156万円から5万1,200円減額とちょっと説明しましたが、15万1,200円に改めてさせていただきます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

5番、竹田議員。

- 竹田議員 済みません、ちょっと分からないので、この請負契約の変更について、変更があった場合、こういうふうに変更についての議案書を出さなければならないのだと思うのですがけれども、この請負金額なのか、それとも工事の変更なのか。この場合、変更しなければならない基準の額というか、工事の例えば延長90が87.3メートルになったと。変更しなくてもいい場合、多少の変更のときは認めるとか何とかという、そういう基準というのは何を基準にしているのか、そこ教えてください。

- 議長（佐藤議員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） まずこのたび議案というのは、まず請負金額5,000万円以上、この場合に議会の議決を求めるものであります。また、その金額の変更が生じた場合については、工事請負契約の変更を行うこととなります。
次ページで、参考として工事の概要と記載しています。これはあくまでも参考ですので、内容が若干変わっても最終的な請負金額の変更がなければ、変更の議会の議決は要らないものと判断しています。あくまでも請負金額の変更の場合です。

- 議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

- 竹田議員 それは金額については1円でもということですか。

- 議長（佐藤議員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） あくまでも当初の請負契約の金額に変更が生じた場合は、請負契約の変更についての承認をいただくこととなります。

- 議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。
終わったのですか。
3番、堀議員。

- 堀議員 それで、出来高が要は3%排水ボーリング工、要は少なくなったんだよと。ただ課長のほうからは、出来高不足はその基準内だから問題ないんだというような説明あったのですけれども、そうすると、請負金額を変更する必要はないんじゃないのかなと思うのですけれども。何で基準内の出来高をもって請負金額の減少をしなければならなかったのか、これについて教えてください。

- 議長（佐藤議員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 私のほうでちょっと説明不足あったと思うのですけれども。当初設計においては、この集水井から集水ますまで、全部が排水ボーリング工という総体の延長については90メートルだったのですけれども、要は地中を掘って地面に、要はこのますに到達しないで、要は法面部にこの管が出てしまったので、この排水ボーリング工としては延長が減になったと。しかし、最終的にはこのますまで水を流さなければならぬものですから、今度は排水ボーリング工というのではなく、通常の要は管をこのますまで、要は接続をしたということで、要は排水ボーリング工のメーター単価がどうしても高いものから、総体的な延長については変更ないものの、この要は排水ボーリング工が2.7メートル減になって金額も減になったよという内容です。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第8、議案第24号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第24号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

労働者の時間外労働時間の縮減等を目的として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることとなりました。

このうち、労働基準法の改正により、民間事業者に対し、時間外労働の上限規制等が設けられることとなります。

また、国家公務員においては、労働基準法等の改正を踏まえ、平成30年8月の人事院勧告にあわせて民間と同様の措置を講ずるよう人事院の報告がされ、平成31年4月1日から措置が講じられることとなります。

地方公務員においては、労働基準法の当該規定は適用除外となりますが、地方公務員法上の情勢適用の原則等を踏まえ、民間事業者及び国家公務員と同様の措置を講ずべきと考えることから、本町においても措置を講じるため、条例及び規則で定めるべきものについて、本条例の改正により整備しようとするものであります。

はじめに、講じようとする措置の具体的な内容についてご説明いたします。

なお、本町において講じようとする措置の内容は、労働基準法及び国家公務員の措置と同様のものとなっております。

一つ目に、時間外勤務の上限時間及び月数の設定であります。

時間外勤務の時間の上限については、通常の部署に勤務する職員は、1カ月において45時間以内、1年において360時間以内とします。

また、通常以外の部署、規定上では他律的業務の比重が高い部署として任命権者が指

定するものとしておりますが、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を職員みずからが決定することが困難な業務の比重が高い部署に勤務する職員は、1カ月において100時間未満、1年において720時間以内、2月から6カ月の平均において80時間以内とし、1年のうち1カ月において45時間を超えて時間外勤務を命ずることができる月数は6カ月とするものです。

この上限については、国における労働政策審議会で検討し決定されたもので、脳・心臓疾患の労災認定基準、いわゆる過労死ラインと言われる時間外労働の時間数の範囲内で設定されています。

二つ目に、時間外勤務の上限の特例であります。

上限の特例として、大規模災害への対処、重要な政策に関する条例等の立案、その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要すると任命権者が認める業務に従事する職員に対しては、これらの上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとします。

なお、この場合であっても、命じる時間外勤務は必要最小限とし、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う義務を任命権者に課すこととします。

以上が、このたびの改正により、本町において条例及び規則で定めようとする措置の内容であります。

続いて、条例の改正内容につきましては、議案書によりご説明いたしますので、別に配付しております、議案第24号説明資料の条例新旧対照表及び議案第24号参考資料①の労働基準法の一部改正に係る新旧対照表は、参考としてご参照願います。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定であります。このたびの時間外勤務の上限規制等の規定を規則で定めるため、同条に第3項として、規則への委任事項を設けるものであります。

なお、この委任規定を受け、規則で定めるものが、議案第24号参考資料②の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）のとおりとなりますが、その内容は先ほどご説明申し上げた講じようとする措置の具体的な内容のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

附則であります。

この条例の施行期日ではありますが、中小企業を除く民間事業者及び国において、平成31年4月1日から施行されることとなりますので、それらにあわせ同日から施行しようとするものであります。

なお、この改正内容については、平成31年1月30日付文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年2月21日付文書により、合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第9、議案第25号 厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第25号 厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。
このたびの条例改正の趣旨は、近年の外国人観光客の増加等の影響により、道内外の主要都市において、宿泊施設の予約がとりにくい状況が続き、宿泊料が値上がりしているため、これまで旅費の宿泊料の上限内で宿泊することができた宿泊施設においても、上限を超えてしまう事例が生じていることから、特別職、議会議員、非常勤特別職、職員及び証人等に支給する宿泊料について、平成31年度から道内の場合の上限額を1万2,000円から1万5,000円に、道外の場合の上限額を1万5,000円から1万8,000円に、それぞれ引き上げようとするものであります。
なお、当町の宿泊料につきましては、実際に要した費用を弁償するという旅費支給の基本的な考え方に沿って、領収書等による証拠方式を取り入れ、実費支給としておりますので、今回の上限額の引き上げ額全額がそのまま支出額の増額になるものではございません。
続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は4条立ての構成とし、第1条が厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第3条が厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条が厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。
なお、改正条文の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第25号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせてごらんいただきたいと思っております。
それでは、議案書31ページをご覧ください。

はじめに、第1条厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

第22条第1項第1号及び第2号並びに第24条第2項の改正は、それぞれ字句の整理であります。

次に、第26条の改正は、今般本条例の内容を精査する過程において、昭和61年4月1日施行、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働者関係法律の整備に関する法律の一部改正が行われ、既に本条例中の引用条番号にずれが生じておりましたことから、これを改正するものであります。改正が大変おくれましたことを深くおわび申し上げます。

次に、別表1の改正は、道内の宿泊料を現行の1万2,000円から1万5,000円に、道外の宿泊料を現行の1万5,000円から1万8,000円に改めるものであります。

また、同表の備考では、職員が出張のため、公用車の運転を命ぜられ運転業務に従事した際の日当加算について規定しておりますが、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法における日当の考え方は、旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費であり、旅行日数に応じて定額で支給されるものと解釈されているところであります。このことから、運転業務への従事の有無を問わず、日当は旅行日数に応じて公平に支給されるべきものであるため、当該規定は旅費法本来の趣旨とはなじまないと判断したことから、この際これを廃止するため削るものであります。

次に、第2条厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

はじめに、第9条第3項の改正は、現行規定に第2項以下が存在しないことから、この際字句を改めるものであります。

次に、別表中、道内及び道外の宿泊料を、第1条の改正内容と同様に、それぞれ改めるものであります。

次に、第3条厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

はじめに、第4条第2項の改正は、第2条の改正内容と同様に字句を改めるものであります。

次に、別表第2中、道内及び道外の宿泊料を第1条及び第2条の改正内容と同様に、それぞれ改めるものであります。

次に、第4条厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正であります。

はじめに、第3条第2項の改正は、第2条及び第3条の改正内容と同様に字句を改めるものであります。

次に、別表中、道内及び道外の宿泊料を第1条から第3条までの改正内容と同様に、それぞれ改めるものであります。

続いて、附則であります。

議案書の33ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、この条例の経過措置で、改正後の4件の条例の規定は、この条例の施

行日以後の旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第10、議案第26号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。
- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第26号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。
議案書34ページをお開き願います。
議案第26号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険制度は都道府県と市町村が共同で運営する制度となり、国保財政の運営は北海道が中心的な役割を担い、町は保険給付や保険税の賦課・徴収、資格管理、保健事業などを行うこととなっております。
これにより、北海道は町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付し、町は北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が毎年度市町村ごとに示す標準保険料率をもとに、保険税率を定めております。
このたびの改正は、平成31年2月1日に北海道から示された平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに保険税率の改定を行うため、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。
改正内容の説明については、別に配付している議案第26号説明資料①厚岸町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて説明資料②国民健康保険税率の改正（案）及び説明資料③関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割の算定に当たり乗じる率を100分の7.92から100分の8.52に改めるものであります。

第5条の改正は、基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額を3万円から3万2,000円に改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改めるもので、第1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2万1,000円を2万2,000円に、第2号が特定世帯で1万500円を1万1,000円に、第3号が特定継続世帯で1万5,750円を1万6,500円に改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割の算定に当たり乗じる率を100分の2.38から100分の2.41に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率を100分の1.69から100分の1.72に改めるものであります。

第21条は、保険税の減額に関する規定で、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減に該当する場合に、それぞれ減額をする額を定めております。

7割軽減に関する改正は、同条第1号アの基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額2万1,000円を2万2,400円に、同号イの基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額を、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万4,700円を1万5,400円に、(イ)の特定世帯7,350円を7,700円に、(ウ)の特定継続世帯1万1,025円を1万1,550円に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

5割軽減に関する改正は、同条第2号アの基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額1万5,000円を1万6,000円に、同号イの基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額は(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万500円を1万1,000円に、(イ)の特定世帯5,250円を5,500円に、(ウ)の特定継続世帯7,875円を8,250円に改めるものであります。

2割軽減に関する改正は、同条第3号アの基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額6,000円を6,400円に、同号イの基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額は(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯4,200円を4,400円に、(イ)の特定世帯2,100円を2,200円に、4ページ目、(ウ)の特定継続世帯3,150円を3,300円に改めるものであります。

なお、今回の保険税率の改定による応能・応益の割合は、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定時に示された標準保険料率とほぼ同様の割合となる59対41で、中低所得者に配慮した税率に努めたものとしており、全体的な保険税収納必要額は平成30年度と比較した場合、おおむね3.3%の増となる見込みであります。

議案書35ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険税について適用し、平成30年度分までの保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第11、議案第27号 厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、いわゆる第8次地方分権一括法により、経済情勢の変化による市中金利を受け、災害援護資金の貸付利率を市町村の判断に基づき低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるよう災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたこと、また平成30年地方分権改革に関する提案募集において、月賦払いによる提案があったこと、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても貸し付けが認められたこと、さらに市中金利の動向を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、貸付利率、償還方法、保証人、違約金の割合に関する必要な規定の整備を行うものでございます。

本条例の一部改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

お手元に配付の議員第27号説明資料、厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部

を改正する条例新旧対照表をご覧願います。

第16条は、利率の規定でございます。

災害援護資金に係る利率については、法の規定に基づき3%以内で規則で定める率に改正するものでございます。

規則で定める利率については、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1%と規定しようとするもので、この利率は過去の災害時における特例による災害援護資金の貸付利率やその他の福祉制度における貸付金利率を参考にしております。

第17条は、償還の規定でございます。

償還の方法について、施行令の規定に基づき、月賦の償還方法を追加するものでございます。

第18条は、申請等に関する規定でございます。

保証人については、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても貸し付けが認められたことを踏まえ、市町村の判断により条例で定めることが適切であるとし、施行令において規定が削られたため、第1項の規定における保証人を立てる義務をなくし、第2項で保証人を立てることができるとし、第3項において保証人の責務の範囲について規定するものでございます。

第16条の改正の説明で申し上げましたように、本条例施行規則において、保証人を立てる場合は、償還に係る利息を無利子と規定しようとするものでございます。

第21条は、違約金の規定でございます。

延滞元利金額に対する違約金の割合は、施行令の規定に基づき5%に改正するものであります。

なお、現在までに、この条例による災害援護資金を借り入れた方はおりません。

議案書の36ページでございます。

附則でございます。

37ページをお開きください。

第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

第2項は経過措置であります。

この条例による改正後の第16条及び第18条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとしてでございます。

なお、議案第27号参考資料として、条例施行規則改正（案）の新旧対照表を配付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく願います。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第12、議案第28号 町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第28号 町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正であり、他の条例の整備の過程で過去における生活保護法及び介護保険法の改正に伴い、条例を改正すべき事項が改正漏れとなっていたことが判明し、規定の整備をするものであり、改正が大変おくれましたことを深くおわび申し上げます。

なお、この改正漏れによる条例の改正は、次の議案第29号厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例においても同様に改正があることを申し添えさせていただきます。今後このようなことのないよう注意してまいります。

はじめに、生活保護法の改正によるこの条例の改正内容は、平成17年に改正され、平成18年4月1日から施行された生活保護法の改正により、第15条の2第1項に規定する介護扶助として、要介護者及び要支援者に対し居宅介護支援計画に基づき行われていた同項第1号の居宅介護のうち要支援者に対するものが、介護予防支援計画に基づき行われる同項第5号の介護予防に改正されたことによる字句及び引用条番号の整理、並びに平成26年に改正され、平成27年4月1日から施行された生活保護法の改正により、第15条の2第1項に規定する介護扶助として、要支援者に対し介護予防支援計画に基づき行われていた同項第5号の介護予防の一部が同項第9号の介護予防・日常生活支援に移行したことによる字句の整理であります。

また、介護保険法の改正によるこの条例の改正内容は、平成26年の介護保険法の改正のうち平成27年4月1日施行分において、第8条の2第2項の介護予防訪問介護及び第7項の介護予防通所介護の規定が削られ、引用している項番号が繰り上げとなったことによる引用条番号の整理、及び同法第115条の45第1項に介護予防・日常生活支援総合事

業が規定されたことによる字句の整理、並びに平成26年の同法の改正のうち平成28年4月1日施行分において、第8条第17項に地域密着型通所介護の規定が追加され、引用している項番号の繰り下げとなったことによる引用条番号の整理でございます。

この条例は2条で構成されており、第1条を町立特別養護老人ホーム条例の一部改正について、第2条を厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正についてを規定しておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

ここから、新旧対照表によりご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第28号説明資料、町立特別養護老人ホーム条例及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願います。

第1条は、町立特別養護老人ホーム条例の一部改正であります。

この条例は、町立特別養護老人ホーム心和園の設置及び管理に関する条例であります。

第1条第3号の改正は、平成17年の生活保護法の改正及び平成26年の介護保険法の改正のうち、平成27年4月1日施行分の改正による字句及び引用条番号の整理でございます。

第7号の改正は、平成26年の介護保険法の改正のうち平成28年4月1日施行分の改正による引用条番号の整理でございます。

第4条第1号の改正は、平成26年の介護保険法の改正のうち平成27年4月1日施行分の改正に、第2号及び第3号の改正は平成28年4月1日施行分の改正による引用条番号の整理でございます。

第8条の改正は、第1条第3号の改正に伴う字句の整理でございます。

2ページをお開き願います。

第2条は、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正でございます。

この条例は、厚岸町在宅老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例でございます。

第1条第3号の改正は、平成17年及び平成26年の生活保護法並びに平成26年の介護保険法の改正のうち、平成27年4月1日施行分の改正による字句及び引用条番号の整理のほか、略称規定の追加でございます。

第3条第1号の改正は、平成26年の介護保険法の改正のうち平成27年4月1日施行分の改正による、引用条番号の整理でございます。

第2号の改正は、いわゆる総合事業に移行した介護予防通所介護の規定を削るもので、第3号として当該事業を略称規定で追加するものでございます。

議案書の39ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 大体は条番号の字句や訂正でいいんでしょうけども、ただ一番最初の平成17年の生活保護法の改正によるというところで、居宅介護は要介護に、介護予防は要支援者というもので、これをしなかったがための不利益をこうむった人とかというのは実際にいるんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 平成18年の部分でございますので、ちょっとそこまでのものは確認はできておりませんが、確認できる範囲ではそれは通常対処等できるよ
うに対応しておりますので、影響を受けている方はいらっしゃいません。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

ただ、全てが全て把握できているわけじゃないといった中で、例えば過去にさかのぼって洗い出しをす
るとかですね、そういうようなことをする予定はないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 書類では保存年限の関係もあって確認できないということ
ですけれども、基本的に生活保護の対象の方については、振興局のほうと対応をして、
その適用を受けるようにしておりますので、基本的にこのことによって適用がされな
かった方はいらっしゃらないと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 私も3番議員さんと全く同様の質問をしたかたのですけれども、この件に
ついては分かりました。その上でお尋ねをさせていただきます。

今の説明ですと、影響は入所者というんですか、それからデイサービスを利用してい
る方にも、サービスのほうには影響はなかったということだと、よかったなと思っ
てるのですけれども、私法律には詳しくないんでちょっと恥ずかしい質問になるか
もしれないのですけれども、条例を改正しないで今までどおりやりましたよと。こ
ういうことだと思うのですよね。本来生活保護法なり介護保険法が改正になっ
た、だけど法律は変わったけど、施設のほうの条例は変えないで今までどおり
やりましたよと、こういうことだと思うのですよね。違いますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的にはそのとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今回の上程に至っては、失念していたことは気づいて、冒頭陳謝されたわけでございますから、このことについてはこれ以上申しません。むしろ、私は今回の速やかな上程については評価いたします。あつてはならないことなのでしょうけれども、保健福祉課の業務の実態というのも私もつぶさにしております。その上で、副町長にお尋ねをさせていただきます。

今回、保健福祉課、この議案だけでも1本ありますし、条例改正が8本あります。さらには、一般質問が6名全員福祉課のほうに質問をしております。平成17年と26年度も私の記憶ではたしか法改正があつて大変なときだったと、こういうふうに理解をしております。今回もちょうどそのような差しかかってくるのかなと、こういうときにあつて、やはり間違えないようにやれよといつても、やっぱり事務の適正配置、評価というものやはり担当課だけではクリアできない部分もあるのではないかと。この条例そのものについては、私は何も異議ありません。むしろ今回だけではないわけでございますから、保健福祉課のこのような修正というかな、速やかに出していただける、むしろ失念をせずと放りっぱなしよりは、私はそのことはきちっと認めて改正をしていくべきだと思います。ですけれども、現状ですね、担当課だけではやはり抱えきれないものがあるかもしれない。当然条例の審査委員会みたいのも町ではつくっておると思うのですけれども、事務の適性化という部分で副町長の所見を伺います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 議員おっしゃられるとおり、特に今の福祉制度、保健福祉課の中でのさまざまな制度改正というものが、他の部署よりも多くなつてきている。これはもう既にそういうふうになつてから数年がたつていて感じております。

こういった条例、規則等への改正が行わなければならない制度の改正というものがございます。今回につきましても、今、例規のシステムというものがぎょうせいという会社に委託をしております。ぎょうせいの会社のシステムを使わせていただいている。その中で、こういった法令の改正に伴う条例の改正を行わなければならない情報については、総務課のほうにまずは来ています。当然、保健福祉課のほうにもそういった情報は流れてきますけれども、そういった例規のシステムを管理している会社のほうからも、こういった形で改正をすればいいのかといった例も来ています。こういった例をその担当課のほうに示した中で、当然保健福祉課の中での、原課でのまず話し合いの中でこういった改正を行うべきかと、時期等も含めて話し合いが行われると。それが決裁として総務課を通して、関係課を通して、最終的には総務課での確認ということになりますし、また最終的には私と町長のところの決裁といった中で決裁を行い、またさらには条例審査会という中で提案説明を含めて、これで正しいのかどうかという確認は必ず議会の前には行っていると。また、条例だけではなく規則または要綱、規程とい

うものがございますので、これらについても関係する課の目を通した中で間違いのないよう進めているつもりではありますけれども、なかなか制度の改正が込み合った場合には、こういった落ち度もあります。ただ、あってはならないことでありますので、今後もそういった点検については各担当課において行うとともに、そういった事例があった場合については、速やかに議会のほうには提案をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第13、議案第29号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

国は医療保険によるリハビリテーションの実施について、平成18年度診療報酬改定で、それまで期限の定めなく実施可能であったリハビリテーションに、急性期リハビリテーションまたは回復期リハビリテーションとして、原則最大180日までの実施期限を設けると同時に、期限を超えた場合でも医師が医学的な改善が見込めると判断した場合は継続実施できることとしました。これを一般的に維持期リハビリテーションと呼んでおります。

しかし、2年後の平成20年度診療報酬改定では、期限を超えて実施する維持期リハビリテーションは月13単位までと制限が加わり、この場合1単位は20分に換算され一月で4時間20分までが限度となりました。

さらに平成24年度診療報酬改定では、維持期リハビリテーションの患者で介護保険の要介護被保険者または要支援被保険者の認定を受けている患者は、原則2年間で打ち切りとなり、介護保険によるリハビリテーションに移行するよう指導的な改正がされました。

これに対し、主に患者や障がい者団体がこれまでリハビリテーションを受けてきた同じ病院で期限後もリハビリテーションを継続できるよう国に要望を強めた結果、月13単位までのリハビリテーションを2年間認める経過措置が出されました。

その後の平成26年度診療報酬改定以降においても、期限を設けると同様の改定がされたところでありましたが、患者の受け皿となる施設整備が不十分であるとの指摘もあり、経過措置の2年間延長が繰り返されてきたところでもあります。

しかし、昨年の平成30年度診療報酬改定で、初めて経過措置の延長が1年と明記され、現在再度の経過措置の延長はないとの見込みの中で、医療保険による維持期リハビリテーションは本年3月31日で打ち切りとなる予定であります。

町立厚岸病院でもこうした制度改正の動きをその都度情報収集し、診療報酬が改定されるたびに対応策を協議してきましたが、このたび医療保険によるリハビリテーションの打ち切り期限が迫る中で、対象となる患者16名に調査を行ったところ、現時点で15名が介護保険に移行してリハビリテーションの継続を受けたいとの希望があったことから、町立厚岸病院において指定居宅サービス事業所として通所リハビリテーションを、また、指定介護予防サービス事業所として介護予防通所リハビリテーション事業所の開設に向けて、必要な規定の整備を行うものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第29号説明資料、厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条は、厚岸町が行う介護サービス事業の規定で、介護保険法第8条第8項に規定する訪問リハビリテーション及び介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを第5号として追加するものであります。

第3条は、事業所の名称等の規定であります。

各号列記以外の部分の改正は、第2条第5号の追加に伴う字句の整理でございます。

第1号の改正は、第2条第5号に追加した事業を行う事業所の名称について、町立厚岸病院指定通所リハビリテーション事業所、及び町立厚岸病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所を、オとして追加するものでございます。

第2号イの改正は、第2条第5号の追加に伴う字句の整理でございます。

第4条は、事業の対象者の規定でございます。

第1号は、保健福祉課が行う介護予防支援事業、いわゆるケアプラン作成事業の対象者のうち生活保護法の介護扶助に係る者について同法第15条の2第1項第1号の居宅介護から同項第5号の介護予防に改めるものでございます。

第2号は、町立厚岸病院が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの対象者である生活保護法の介護扶助に係る者について、同法第15条の2第1項第5号の介護予防を追加する改正でございます。

第4号は、町立厚岸病院が行う短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の対象者である生活保護法の介護扶助に係る者について、同法第15条の2第1項第5号の介護予防を追加する改正でございます。

なお、第1号、第2号及び第4号の改正については、議案第28号において説明させていただいた平成18年に施行された生活保護法の一部が改正された際に、改正すべきとこ

ろが改正漏れとなっていたものでございます。大変申しわけなく思っております。

なお、法において対象となる者については、全て対象として運用していたものでございます。

新旧対照表の2ページをお開き願います。

第5号は、第2条で追加した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの対象者について、要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者、生活保護法による居宅介護と介護予防に係る介護扶助が行われている者を、新たに追加するものでございます。

第6条は、利用者負担及び実費に相当する費用の規定でございます。

第5号として、第2条で追加した事業を利用した際の利用者負担について、介護保険法に基づき、居宅介護サービス及び介護予防サービスの費用基準額から居宅介護サービス費及び介護予防サービス費を控除した額、つまりは所得段階に応じ負担割合が1割、2割及び3割とする規定の追加でございます。

なお、対象患者全員が介護保険に移行し町立病院の通所リハビリテーションを利用した場合、介護報酬で年間約480万円の増加に対し、診療報酬では年間約276万円の減額となる見込みでございます。

議案書の41ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第14、議案第30号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業のうち、市町村任意事業である訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業について、本町において実施するため、必要な規定の整備を行うものであります。

この二つの事業については、昨年度第5期厚岸町障害福祉計画を策定する際に、事業者や障がい者関係団体との意見交換等において、利用または実施の希望があり、今般実施事業者のめどがついたことから、障がいのある人の地域での生活や障がいのある人を自宅で常時介護する家族の支援の充実を図るため、これらの事業を実施したいとするものでございます。

本条例の一部改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第30号説明資料、厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条は、この条例における用語の定義について、各事業で対象者が障がいの状況等により異なるため、障がい児、身体障がい者等及び保護者の規定を追加するものでございます。

第3条は、この条例において実施する事業に、訪問入浴サービス事業を第3号として、日中一時支援事業を第4号として追加するものでございます。

第4条第3号は、2ページにわたり、訪問入浴サービス事業の内容と対象者の規定を追加するもので、アとして事業の内容を、イとして対象者を規定するものでございます。具体的には、介護保険法によるサービス事業の対象とならない、いわゆる寝たきりの状態にある身体障がい者等に対し、看護師や介護人が訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をするものでございます。

第4号は、日中一時支援事業の内容と対象者の規定を追加するもので、アとして事業の内容を、イとして対象者を規定するものでございます。具体的には、障害福祉サービス事業所で障がい者及び障がい児に活動の場を提供し、見守りなどを行い、日常的に介護する家族に一時的な休息を提供するものでございます。

第5条は、第3条で追加した二つの事業については、障がい児も対象となることから、申請者の定義を、利用しようとする対象者、対象者が障がい児の場合はその保護者と改正するものでございます。

第6条は、第1項、第5条の改正と同じ理由で、利用決定者の定義を「サービスの提供を可として決定を受けた申請者」に改正するものであります。

第6条第2項は、3ページにわたり、利用者負担の額を定める規定で、生活サポート事業、デイサービス事業及び日中一時支援事業については、同等の障害福祉サービス事業または障害児通所支援の給付にかかる報酬単位及び加算をもとに算出し、おおむねその1割を利用者に負担していただくもので、生活サポート事業は190円に減額、デイサー

ビス事業は680円に減額、日中一時支援は1時間以内150円、1時間を超えた加算額は30分ごとに60円、送迎を利用した場合は片道36円と規定するものでございます。

訪問入浴サービス事業の利用者負担については、介護保険法に基づく居宅サービスの訪問入浴の給付に係る報酬単位及び加算をもとに算出し、おおむねその1割の1,430円、清拭または部分浴の場合は1,000円と規定するものでございます。

第6条第3項は、第1項の改正に伴い「利用者」を「サービスを受けた対象者」とするもの、また各号の規定は障害福祉サービスまたは障害児通所支援の負担上限月額に準じ、利用者負担の負担上限月額を規定するもので、第1号は号を追加したことによる字句の整理、第2号は障がい者本人と同一世帯の配偶者の市町村民税の所得割の額が16万円未満の者に準ずる障がい者の利用に係る負担上限月額に限定するため、政令の引用条項を政令第17条第1項第2号ロに改め、第3号は障がい児の保護者の市町村民税の所得割の額が28万円未満の者に準ずる場合の障がい児の利用にかかる負担上限月額を4,600円と規定し、第4号は第3号の追加による号の繰り下げでございます。

第6条第4項の規定は、第1項の改正に伴う字句の整理であります。

議案書の44ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

第2項は経過措置であります。

改正後の利用者負担については、施行日後のサービスの利用に適用し、施行日前に利用したサービスの利用者負担は、なお従前の例によるものとしております。

なお、議案第30号参考資料として、条例施行規則改正（案）の新旧対照表を配付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第15、議案第31号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、予防接種法に基づき実施している65歳以上の高齢者等を対象とするインフルエンザ予防接種及び原則65歳の方を対象とする肺炎球菌感染症予防接種に係る申し込み方法の簡素化、支払い方法の変更及び肺炎球菌感染症予防接種の対象者の追加について、必要な規定の整備を行うものであります。

本条例の一部改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第31号説明資料、厚岸町予防接種費用徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願います。

第1条の改正は、費用徴収の根拠規定が予防接種法の第24条から第28条に改正されたことによる改正であります。

この改正につきましては、平成25年に予防接種法が改正された際に改正すべきところが改正漏れとなっていたことを、今般の作業の際に確認したもので、再三にわたり、先ほどからありますけれども、改正が大変おくれましたことを深くおわび申し上げます。

第3条は、接種希望者は費用の一部について、前納しなければならないとしていた規定を削り、費用の額のみの規定とするものでございます。

現行の規定では、予防接種に要する費用の一部をインフルエンザについては1,080円、肺炎球菌感染症については3,980円を負担していただいております。予防接種を希望する方があらかじめ接種の申し込みをし、前納しなければならないこととしております。このため、予防接種を受けようとする高齢者等は保健福祉課の窓口に来所し、接種の申し込みと費用の支払いを行い、医療機関によっては予約をした上で改めて医療機関へ出向き予防接種を受けるという二度にわたって足を運ぶ必要がありました。特に接種希望者が多く毎年受ける必要があるインフルエンザの予防接種では、外出が容易ではない高齢者やその家族から、他市町村のように申し込み費用の支払い及び接種を一度にできないかとの要望を受けていたところでございます。また、平成29年10月から12月にかけて、インフルエンザワクチンが全国的に不足し、本町の医療機関においてもワクチンの不足により、保健福祉課窓口で申し込みをし費用を支払ったにもかかわらず、予防接種を受けられないという状況が発生したところでございます。このようなことから、高齢者等のインフルエンザ予防接種について、高齢者等や家族の負担の軽減を図るため、通常病院受診と同様に一度の受診で接種ができるよう、前納制を廃止するものでございます。

なお、肺炎球菌感染症の予防接種についても、費用の支払いは医療機関で行うように改めますが、5歳刻みの年齢要件等の確認のため、申し込み手続については引き続き保健福祉課で行うこととしております。

附則の追加でございます。

第4項として、予防接種法施行令の一部改正により、肺炎球菌感染症に係る定期の予

防接種について、70歳から5歳刻みで年齢を定め、65歳を過ぎても接種を受けられるとする経過措置が5年間延長されることになり、その経過措置を追加するものでございます。

議案書45ページにお戻りください。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案第31号参考資料として、条例施行規則改正（案）の新旧対照表を配付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、第3条なんでございますが、インフルエンザ、これにつきましては今まではあみかのほうで受付を一回してから病院に行ってやっていたのが、今度は必要なくなつたと。そういう意味では、利用される方は非常にスムーズに、2回足運ばなければならぬものが一度で済むと。

この図面見ると、図上、説明資料なのですけども、肺炎球菌感染症、今の説明ですと、これについては従来どおり70歳、75歳という年齢の、それから過去の関係もあって、私も随分町民に聞かれて返答に苦慮していたこともあるんですけども、この辺というんですか、補助の関係がなかなか分かりにくいものがあるので、いきなり病院ではと、こういうことで従来どおりだと、こういうことでよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 肺炎球菌のほうにつきましては、インフルエンザにつきましては毎年予防接種ということになりますけれども、肺炎球菌につきましては5年に1回ということでございます。

そしてもう一つ、ここに記載を規定しているものは定期の予防接種ということで、予防接種法に基づく予防接種でございます。国が1回に限り、人生で1回に限り国がこの定期の予防接種をすることについて、費用の助成を規定をしております。

もう一つ、厚岸町では、それ以外の方に対しての町単独でこの肺炎球菌の予防接種をしておりますので、それの方についても5年に1回ということで実施をしておりますので、その部分の確認をする必要があるものですから、まっすぐ病院に行つてということになるとその確認ができませんので、支払いについては病院でお願いをするようにして、確認のためにあみかのほうで一応申し込みをしてほしい、という形に変更したいと考えているものでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 分かりました、おおむね。

確かに今課長が説明していたんですけど、私も町民の方にいろいろ質問されて、町独自の助成と国の助成、それからそれぞれ縛りがありますよね。1回やったものは5年間きかないからと。この辺のこともあるので、今の説明ですと、まずはあみかで受け付けしてくださいと。で、説明を聞いて誤解のないように、あみかのほうではなかなか町民の皆さんも自分の置かれている立場で判断するものですから、なかなか理解されにくいというかな。それから、こんなこと言っては失礼なんですけど、説明に行く方が家族の方とかと一緒にいったらいいんですけど、高齢の方が一緒に行ったりすると、説明せつかく聞いてきてもうちに行っても説明し切れない方もいるんです、現実的に。そういう場合もあるんで、やはりあみかのほうできちっと従来どおりやってくれるという部分では、私は評価すべきでないかと思います。ただ、お金のほうは病院のほうで払うと、こういうことでよろしいでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 申し込みをあみかのほうでした上で、接種券をお渡しをしますので、それでもって病院に受診をして接種をしてお金の支払いをするという流れになります。

- 議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

- 堀議員 第2条だったんですけども、この中で厚岸町が委託する医療機関というものは、どの医療機関なのかということをお聞かせください。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） インフルエンザの予防接種につきましては、町内の町立病院と田中医院はもちろんでございますけれども、釧路市医師会に加入されている病院で町の、厚岸町の接種についても対応していただけることの確認ができた医療機関でできるという形にいたしたいと思いますので、事前にその医療機関の確認をとって、医師会と契約を結んで釧路市の医療機関でできるようにするという形を考えております。

それから、肺炎球菌のほうについては、町立病院と田中医院ということで考えております。

- 議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

- 堀議員 すると、厚岸町の人でも釧路の病院、医師会に所属している病院であれば、1,080円しか取られなくて受けることができるということではないということですね。逆に医師会に入っていない病院がどうなのかということところがちょっと分かんないので、そこまでは

まあ、ほとんどが入ってるのでしょうからいいんでしょうけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 医師会と契約を結ぶと。ただし、医師会と結ぶに当たっては、事前に町のほうで病院のほうに当たりまして、病院が厚岸町の予防接種についても対応してくれるという病院を確認しまして、それを医師会のほうに報告をして、その医療機関でできるように医師会と契約を結ぶという形になります。

釧路の病院も、その契約に入っていたところについては、1,080円の支払いで予防接種を受けることができることになります。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、もしかしたら取り扱ってくれないところもあるんだよといったときには、じゃ、取り扱う医院はどこなんだと、きちんと町民に分かるように知らせていただかなければならないと思うのですけれども、今はもうピークは終わってるんでしょうけれども、これからに向けて、そういうものの周知はどのように考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 新しい年になって、また10月くらいからそういったこと、接種は11月くらいからということになると思いますけれども、その前に釧路市で対応していただける病院を確認をしまして、そしてその病院を町民に周知をするようにしたいと思います。周知をして、釧路ではここでできますということ、まだどういった形というのはこれから検討しますけれども、いろいろな形でもって周知をしたいというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩いたします。

再開は3時35分からといたします。

午後3時04分休憩

午後3時35分再開

●議長（佐藤議長） 再開いたします。

日程第16、議案第32号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたび改正しようとする条例は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成28年4月1日から施行され、主任介護支援専門員に更新制が導入されております。この主任介護支援専門員とは主任ケアマネジャーともいい、支援が必要な高齢者に必要なサービスを組み合わせたプランの作成を行う介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーへの支援や相談を行う役割を担っている人のことであり、包括支援センターには配置が義務づけられているものでございます。

第4条第3号の改正は、平成28年度より主任介護支援専門員の資格に更新制が導入されたことに伴い、包括支援センターに配置する主任介護支援専門員は5年ごとの更新研修を受講した者でなければなりません。現行の引用条番号は資格を定義しているものであり、改正後の主任介護支援専門員の定義に該当しなくなるため、改正後の主任介護支援専門員の定義を含んだ引用条番号に改正すものであります。

改正の内容につきましては、前段説明したとおりでございますので、新旧対照表は参考としていただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、経過措置期間が終了する前に施行する必要があることから、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第17、議案第33号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大の2点のほか、必要な規定の整備を行うものであります。

お手元に配付の厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項ごとに必ず適合しなければならない基準である「従うべき基準」、または十分参照しなければならない基準である「参酌すべき基準」を記載しておりますが、このうち「従うべき基準」に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に定めているもので、今回の緩和につきましては、現在町内に該当する事業所はございませんが、今後参入する場合に備えて国の基準のとおり改正するものでございます。

第5条第5項の改正は、第6条第2項の追加に伴い引用を改正するものでございます。

第6条第1項の改正は、引用条番号の整理、第2項及び第3項の追加に伴う字句の整理、第2項及び3ページの第3項の追加は、保育所等以外の保育を提供する事業者から代替保育に係る連携施設を確保できるようにするための改正でございます。

第16条第2項第4号は、家庭的保育事業における食事の提供において、現在定められている外部搬入施設である同一または関連法人が運営する事業所及び共同調理場等以外の一定の条件を満たす事業所から搬入を可能とする改正を追加するものです。

第45条の改正は、第6条第2項の追加に伴い引用を改正するものでございます。

議案書の48ページへお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 まことに申しわけないんですけども、今その業者がないというので、多少安心したんですが、全くこれが具体的にどういうものかという、分からないんですよ。そんなことは議場に出てくる前にちゃんと調べていと言われればそれまでなんですが、参考資料の基準を定める条例の27条に、小規模保育事業は小規模保育事業A型、B型及びC型とするということがあるんですが、これは一体どういうことなのか。

それから、今のお話やこの議案をざっと見ただけで、ヘルパーのようにそのうちに行って子どもを見るのではなくて、一定の場所を提供して行うらしいというぐらいのことは分かるんですけども、簡単に結構ですから、これどういうものなのか、どういう制度なのか。

そして恐らくこういう世界で、いわゆる無認可保育所問題ってありましたよね。真夜中預かるようなのがあったりして、そのニーズというのはすごくあるんだけど、非常にレベルが低いものがあるって社会的に問題になったりしてるので、こういうものというのはやはり相当にそういう基準みたいなものも、それからそれに、何というのですか、任に当たる人の資格というか、能力というか、それも要求してるんだろうと思うんです。そのあたり簡単に結構ですから、ああ、こういうものなんだなと。そして今後厚岸町にもそういう業者が入ってくれば、そういうことが行われるようになるんだなという程度のものでつかみたいので、ちょっとその概括的なところを教えてください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

子育て支援法、平成27年に施行されまして、そのときに法定13事業ということで示された事業でございます。その中で、家庭的保育という部分につきましては、基本的には5人以下ということで、家庭の居宅等で行う保育ということになっております。

それから小規模保育の中でA型につきましては、保育所の分園に近いものということで6人から19人。それからB型につきましては、保育所の分園と家庭的保育の中間的なものという言い方の中で、人数は同じく6人から19人。それからC型につきましては、家庭的保育に近いものということで6人から10人という分けをしております。

●議長（佐藤議員） それだけでなく、どういうものかと。人数だけでなく。

●保健福祉課長（阿部課長） この保育をする場合に、市町村が今度認可をするというこ

とになります。そのためにこの基準を定めておきまして、この基準に基づいて市町村が認めるかどうかということの判断をするというための基準条例ということになっております。

そういう枠組みで行きますので、基本的には民間保育事業者がそういうものに参入するといった場合に対象になるものでございます。(発言する者あり)

保育士の人数。済みません。申しわけありません。

●議長（佐藤議員） 課長、どうぞ。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

A型につきましては、A型の職員は保育士の資格を持った者と。それからB型につきましては、町が行う研修を修了した者。それと保育士がいることということで、保育士は2分の1以上いなくてはならないということになっております。それから小規模C型につきましては、家庭的保育者、それから家庭的保育補助者ということでその資格の要件はございません。

それから、職員数につきましては、ゼロ歳児は3人に1人、1、2歳児については6人に1人以上の職員を配置が必要と。これはA型とB型でございます。C型につきましては、乳児3人につき1人を置かなくてはいけないという基準でございます。

それから、設備、面積ということで、保育室についてはゼロ歳、1歳、ゼロ歳から1歳の児童を、子どもを預かる場合は1人3.3平方メートル以上の乳児室、保育室を持っていないといけないと。それから保育室、遊戯室については1人1.98平方メートル以上、これは2歳以上の。ここの面積ですとか、職員の規定というのは、認可保育所の基準と同様の基準でございます。屋外遊戯場は2歳以上は1人3.3平方メートル以上必要。

それから、給食については、基本的に自園調理と。自分のところで調理をする必要があります。それから先ほどもありましたけれども、調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入することができるということで、その場合は調理員は不要ということで、そうでなければ調理員が必要というような内容になっております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

今、保育所が絶対数が、厚岸の場合は非常に恵まれてるのですけれども、特に都会に行くとも、保育所の絶対数が非常に少ないですね。それで今度逆に無認可で、早く言えばもぐりで、非常に劣悪なものが出てきたりしているのです、小規模なもの、本当に小さいものでもやれるようにその基準をつくって、なおかつそれについては小回りがきくよという言い方おかしいのだけれども、市町村が、何というのかな、保育士の補助者みたいな人の資格も認定して、そしてもちろん当然管理監督もするんでしょうけれども、行う、そういう制度をつくったんですよということですね。

今のお話を聞いていると、厚岸あたり、かつては各自治会単位だとか、地域単位でもってへき地保育所よりまだ小規模なものを必要としていた時代があります。これは子ども

が少なくなったからって、その子どもを持っている親御さんにとってはやっぱり必要なんですよね。ただ、そういうものができなくなっている現実がありますよね。今の子どもらがそういうところに入ってきてくれば、これはいいなとは思っただけけれども、民間ということになると採算性もあるでしょうから、ちょっと今の我々には高嶺の花だなということで押さえておけばよろしいんですか。ただ、法律が、そういうものができて、そういう制度ができている以上、受け皿はつくっておかなければならないと、そういう意味での条例であると押さえておけばよろしいんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子育て支援法ができて、こういうものを市町村が整備をなささいという形で整備をする。現実的には、今おっしゃられたように、お話をいただいている部分をございせんけれども、そういったことで、この受け皿はきちっとつくっておかなければならないという内容のものでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございせんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ちょっと1件確認をさせていただきたいと思います。

受け皿をつくるということで、具体的なものにはなっていないようですけれども、ここ食事も提供するというので、やっぱり衛生面、そういったものがとても気になるんですよね。普通の保育所ですと、やはり調理員の検便から始まって食材チェックだとかというような衛生面に相当気を使っているのですけれども、こういったところというのはどういうふうになりますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 自園調理の場合は調理員を置かなければならないということになっておりまして、その場合は衛生設備については、保健所なんかの指導も受ける必要がありますので、検便等も含めて、町もそうですけれども、そういった対応をきちっとしてもらおうということが条件になると思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 自園調理、調理員を置かない場合は、じゃ、そういった衛生チェックというのはですか、食品チェックとか、そういったものは全く関与しないというか、勝手にどうぞやってくださいというような形で、そういったチェックというのは町のほうでも何も触れないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 同一法人のところから外部搬入ですとかというところで、どこからでもいいということにはまずなっておりません。そういうところについては、きちっとそういう衛生管理等の保健所の届けをしているところについてのものになりますので、そういった部分の確認は町でもした上で、その内容は確認をして認可をするというようなことにつながってくると思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。
4番、石澤議員。

●石澤議員 今ずっと聞いてたんですけれども、この小規模保育事業B型及び小規模事業C型になると、これはさっき言ってましたけれども、保育士の資格とか経験とかはなくてもいいようなふうに聞こえたんですが、それはどういうことなんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） A型、B型、C型ということで、A型については保育士の配置が、保育士資格を持っている保育士の配置が必須と。それから、B型は保育士資格を持っている職員は半分以上が持っていなければ駄目だと。C型というのは家庭的保育者、保育補助者ということで、保育士の資格は必須ではないという形でございます。でするので、A、B、Cということの中で、C型については保育士資格は必須ではないという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 4番。

●石澤議員 そうするとC型、まだこれは厚岸では対象にないという話でしたけれども、C型の小規模保育がやりたいという手を挙げたときにも、そうするとこれは町はそれを認めて認可をするということになるのですが、そのときにはどういうふうになるのかな。調理師とか何とかの問題は、今までずっと述べてきたことは、それは一応該当することなんですか。C型の小規模保育、保育士だけは別に資格はなくてもいい、なくてもいいということはないでしょうけれども、そのことは該当しないのは、ほかのいろいろなものがありますよね。調理師とか何とか。そういうものは、それはC型はちゃんと必要になるということなんですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 調理員も当然要りますし、それから保育者、家庭的保育補助者についても基本的には研修、町が行う研修をしっかりと受けていただいた方ということになりますので、誰でもいいということにはなりません。当然そういう、基準はちょっと細くいろいろありますので、それに該当するような方、それから保育士、それから調

理員等もそういう基準に従っているということで、A型、B型、C型に共通して言える部分では、当然給食関係については全部共通しておりますし、それから設備についても面積の基準ですとか、そういったものは定められておりますので、それに合ったものでなければ認可することはできないという内容でございます。

- 議長（佐藤議員） 他にございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第18、議案第34号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたこと及び学校教育法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、規定の整備を行うものであります。

内容としましては、放課後児童支援員の基礎資格として幾つか規定している中の「学校教育法の規定により学校の教諭となる資格を有する者のうち、教育免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とした規定に改正するもの」及び「一定の実務経験があり、かつ市町村長が認めた者に対象を拡大すること」の2点と、学校教育法の改正により専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うための改正であります。

お手元に配付の議案第34号説明資料厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正条例新旧対照表をご覧ください。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に必ず適合しなければならない基準である「従うべき基準」と記載してありますが、これ

は異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから国の基準に従い同様に定めているもので、今回の資格要件の緩和については現在の厚岸町の事情を鑑みて、緩和により支援員の応募者がふえる可能性があるため、従うべき基準として改正するものでございます。

第10条第3項第4号の改正は、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものでございます。

第5号の改正は、学校教育法の一部が改正されるのに伴い、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うための改正でございます。

第10号の改正は、高校を卒業していない者も放課後児童支援員となることができるよう、放課後児童支援員の基礎資格を拡大する規定を追加するものでございます。

議案書の49ページへお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第19、議案第35号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
水道課長。
- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部

を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の50ページをご覧ください。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法の一部が改正され、水道事業の布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、改正された水道関係政省令を参酌して条例で規定する必要が生じたため、厚岸町では水道施設の機能を健全に保持するためには、従前と同等の能力を有する技術者を配置することが適当であると判断し、国の基準と同様の配置基準及び資格基準を規定する条例を制定し、平成25年4月1日に施行したものであります。

今般、学校教育法の一部を改正する法律が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、この条例の参酌基準としている水道法施行令及び水道法施行規則の一部が、また技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることに伴い、同様に参酌基準としている水道法施行規則の一部が改正されるため、条例で定めている布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格基準について、規定の一部を改正し、あわせて字句の訂正をしようとするものです。

今回参酌する水道法施行令及び水道法施行規則の改正は、平成31年4月1日に創設される専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされているため、専門職大学の前期課程修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして扱うための改正であり、この条例も同様に改正しようとするものであります。

また、技術士法施行規則の改正により、技術士試験、技術士第2次試験の選択科目から資格要件の一つとしていた水道環境が削除されたため、この科目を削る改正を行うものです。

参酌基準としている関係政省令等の改正内容は、別紙議案第35条参考資料の1ページから3ページのとおりですので、あわせてご参照願います。

それでは、条例の一部改正の内容についてご説明申し上げます。

一部改正の内容につきましては、お手元に配付の議案第35号説明資料、厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

この条例の第3条は、布設工事監督者の資格基準についての規定であります。

第3条第1項第1号の改正は、字句の訂正であります。

同条同項第3号の改正は、短期大学卒業者に加えて、専門職大学の前期課程を修了した者を資格基準に含めるという内容であります。

同条同項第5号の改正は、字句の訂正であります。

同条同項第7号の改正は、技術士法施行規則の改正に伴い、平成31年4月1日より、第2次試験の選択科目から水道環境が削除されたことから、同号に規定する選択科目のうち水道環境を削る内容であります。

第4条は、水道技術管理者の資格基準についての規定であります。

前条第1項第3号において、専門職大学の前期課程を修了した者を含めていることから、第4条についても同様に取り扱う内容に改めるものであります。

以上の改正内容を反映した資格要件の一覧を、参考資料の4ページに示しております

のでご参照願います。

議案の51ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1項、施行期日について、この条例は平成31年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項、経過措置については、技術士法施行規則の改正により選択科目が整理されたことに伴い、これまで行われた技術士試験の第2次試験の上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、同号の改正後は布設工事監督者の資格要件を満たさないこととなってしまいますので、引き続き資格要件を満たす者として取り扱われることを明確にするための規定であります。

以上が、議案第35号厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容となります。

大変簡単な説明ですが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第20、議案第36号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第36号 厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。
厚岸町防災行政無線施設は平成6年度から平成8年度にかけて整備し、災害その他緊急時における情報の正確かつ迅速な伝達及び町の広報活動の円滑化を図り、防災と住民福祉の向上に役立ててまいりました。

現在の設備はアナログ方式で導入してから22年以上が経過し、この間に無線設備規則の一部改正があり、不要電波が無線を使う機器に悪影響をもたらすアナログ方式は、平成34年11月末までに新たな強度規制に対応できる新スプリアス規格に適合させる必要がありました。また、光栄地区は平成24年6月に北海道が公表した津波浸水予測区域に入るため、屋外拡声器設置が望ましいことから、全体事業を平成29年度から平成31年度の3カ年でデジタル化整備を行っているところであります。

今年度は、事業着手2年目を迎え、次年度に行う予定の各家庭等に設置する戸別受信機以外の施設整備を中心に行ってまいりました。既存施設を活用しながら、新たな施設を設置しなければならない工事の関係などの事情から、一部の屋外拡声子局の設置場所に移動があるところがあることと、電波をよりよく届けるための中継施設を加えたことにより、条例の関係規定の整理を行うものであります。

条例案の説明をいたします。

議案第36号厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、これまで津波警報が発令された場合、厚岸味覚ターミナルコンキリエ内に設置している予備局から防災行政無線を放送することとしておりましたが、厚岸消防署の移転新築に伴い、津波警報が発令された場合の町の災害対策本部は厚岸消防署としておりますので、今年度に厚岸消防署に設置した遠隔制御局から防災行政無線を放送することとなり、厚岸味覚ターミナルコンキリエ内に設置している予備局を撤去することとし、この表から削るものであります。

なお、中継施設として項の追加をいたしますが、中継施設はアンテナ施設であることから、これまでは条例に規定せずともよいのではと考えておりましたが、このたび一定の施設整備を終えて考えてみましたところ、全体の施設を条例に網羅するほうが管理しやすいと判断し、このたびの改正により追加しようとするものであります。

ここで、あわせて別途お配りの議案第36号厚岸町防災行政無線屋外拡声子局所在地移動設置場所等図によりご説明いたしますので、双方をごらんいただきたいと思います。

愛冠5の中継局は、現在のアンテナの隣に設置することができ、設置場所に移動はございませんが、図面では右下となります。

上尾幌11番の再送信子局は新たに設置したもので、図面では左下です。

次に、新旧対照表の2ページでは別表の改正であります。

厚岸町防災行政無線屋外拡声子局の設置場所の一部に移動がありますので、規定を改めるものであります。

図面では、黒丸が移動後の場所、白丸が現在位置となっております。

別表中、厚岸町門静3丁目151番から厚岸町門静3丁目148番1に、約45メートル離れた位置へ移動、図面の中央となります。

厚岸町宮園1丁目5番から厚岸町宮園1丁目127番に、約100メートル離れた位置へ移動、図面の左上の枠の中となります。

厚岸町港町4丁目6番から厚岸町港町4丁目39番に、約100メートル離れた位置へ移動、図面の左上の枠の中となります。

厚岸町奔渡3丁目2番から厚岸町奔渡2丁目1番に、約20メートル離れた位置へ移動、

図面の左上の枠の中となります。

厚岸町松葉4丁目1番から厚岸町若竹4丁目42番に、約146メートル離れた位置へ移動、図面の左上の枠の中となります。

厚岸町湾月2丁目2番から厚岸町湾月2丁目50番1に、約27メートル離れた位置へ移動、図面の左上の枠の中となります。

厚岸町奔渡5丁目102番から厚岸町奔渡5丁目98番に、約33メートル離れた位置へ移動、図面の左上の枠となります。

厚岸町筑紫恋54番から厚岸町筑紫恋58番2に、約131メートル離れた位置へ移動、図面の右下となります。

これらは、同一敷地内または隣接地に適切な場所を確保することができないところによるものであります。

厚岸町床潭128番及び厚岸町床潭261番1から厚岸町床潭135番2の図面の右下の床潭漁村センター付近の1カ所に移動することにつきましては、電波伝搬調査の結果、両施設のほぼ中間位置に設置することで聞き取れることにより集約を行うものであります。

厚岸町苫多161番から厚岸町苫多156に、約31メートル離れた位置へ移動、図面中央であります。同一敷地内または隣接地に適切な場所を確保することができないところによるものであります。

改正案の厚岸町光荣1番は、屋外拡声子局を新設する図面中央の厚岸町光荣地区コミュニティーセンター敷地を加えるものであります。

議案書の53ページをお開き願います。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行することとし、町長はこの条例の施行の日前においても、防災無線施設の設置及び利用に必要な準備行為をすることができる準備行為規定を設けるものであります。

なお、これまで町議会におけるご意見並びに住民からの要望がありました、末広地区の海上と奔渡7丁目一帯に防災無線が行き渡るように、平成31年度にそれぞれの地域に屋外拡声子局の設置を計画しているところでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 説明のところの52ページの親局、遠隔制御局と予備局とかとあるんだけど、この議案第36号の説明資料の移動設置場所白丸から黒丸へ移動と書いているんだけど、どうせ書くんだったら、この親局がどこにあるのかとか、遠隔制御局がどこにあるというのを一緒に図面に書いておけば両方見なくてもいいのに、何か不親切なんだけど、そういうふうにはできないのかな。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ちょっと大変配慮が足りなかったかなと思いました。

このたびの凶面の策定においては、具体的に位置のずれたところをご承知いただきました
い思いでつくりました。今後、また来年度もこの位置の条例改正ありますので、その際
には表示できるように進めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 何回か議会でも話として聞いておりました、防災無線のリニューアルという
ものがこういうふう具体的にになって出てきたことで、大変心強く思うわけですがけれど
も。各家庭内における子局というのですか、これについては、例えば電池を取りかえる
とか、スイッチを入れておくとかいうような管理というのは、やはり貸与を受けた一人
一人がきちんとやらなきゃならないですよ。そのことについても時々そういう呼びか
けをしてほしいなということは前にも言いました。

それで、今度屋外拡声子局というのですか、これに関してはブラックアウトが起きた
とき、音が大き過ぎるとでもいうのでしょうか。場所によっては、こっちとあっちのが
音がかぶるといふのかな。重なってしまって、結局わんわんわんわん言ってるだけで、
何を言ってるか聞き取れないという声が結構出ましたのですが、今回はこの新しいもの
になったときには、そういうことが起きないという調整をきちんと行ってできてくると
考えればよろしいのでしょうか。

それで、そのための実験とか、そういうものについても、万おさおさ怠りなくなさ
つてと理解してよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） その辺も私どもも心配していたのですけれども、改善されたの
は今までの音より少しすっきりと聞こえる部分はあるのですが、場所によっては防災無
線の両方から聞こえたりですね、それが山にはね返って戻ってまた聞こえたり、その現
象は実は改善できませんでした。したがって、前にもありましたように、防災無線で聞
き取れない部分について、広報車、そういう巡回、これもあわせて今後も対応してい
く必要があると考えてございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第21、議案第37号 厚岸町衛生センター設置管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ただいま上程いただきました議案第37号 厚岸町衛生センター設置管理条例を廃止する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。
議案書の54ページをご覧ください。
現有の厚岸町衛生センターは、厚岸町太田宏陽1番地において、平成3年4月から供用を開始した施設であり、町内全域の家庭などから収集したし尿を衛生的に処理を行うことができる施設として、住民の快適な生活を実現する上で重要な役割を担っておりました。
しかし、人口の減少と公共下水道の普及などに伴い、し尿の処理量が減少し、適正な処理を続けていくことが困難な状況となったことから、公共下水道との共同処理方式に転換を図ることとし、平成27年5月1日から厚岸終末処理場の敷地内に前処理施設を建設し、平成29年4月1日から下水道とし尿の共同処理を開始しております。
これに伴い、厚岸町衛生センターはし尿処理を行う施設としての役割を終えたわけですが、津波等の大規模な災害により下水道施設が被災した場合のし尿の一時貯留施設として使用することを想定し、廃止とせずに休止扱いをしておりました。
今年度、環境省の北海道ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業において、当町の災害廃棄物処理計画の骨子案を策定中ではありますが、災害時におけるし尿処理の検討をしていく中で、災害規模に応じた仮設トイレの確保や収集体制の集約、国、北海道、周辺市町村、関係団体と連携を図ることで、厚岸町衛生センターでのし尿の一時貯留をせずに適切に処理することができるかと判断に至りました。
このことから、今後、厚岸町衛生センターを使用することがないことから、厚岸町衛生センター設置管理条例を廃止するものであります。
附則であります。
この条例は、公布の日から施行するものであります。
以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第22、議案第38号 厚岸町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
環境政策課長。
- 環境政策課長（尾張課長） ただいま上程いただきました議案第38号 厚岸町森林環境譲与税基金条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。
森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において創設され、譲与税は平成31年度から譲与基準に基づき各市町村に譲与される予定であります。
森林環境譲与税（仮称）は、法令上で用途が定められており、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされており、また、納税者への説明責任を果たす観点から、その用途を公表しなければならないとされており、
当町としましては、譲与された森林環境譲与税を法令で定められた用途どおり確実に執行するとともに、その実績を分かりやすく公表できるようにするため、森林環境譲与税を財源とする基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行っていくため、厚岸町森林環境譲与税基金条例を新たに制定するものであります。
続いて、各条文についてご説明いたします。
議案書の55ページをご覧ください。
題名は、厚岸町森林環境譲与税基金条例とします。
第1条は条の見出しを「設置」とし、国からの森林環境譲与税を財源とし、本町における森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、厚岸町森林環境譲与税基金を設置することを規定するものであります。
第2条は条の見出しを「積立額」とし、基金に積み立てる額は当該年度の一般会計予算歳入歳出予算で定める額とすることを規定するものであります。
第3条は条の見出しを「現金の管理」とし、第1項では基金に属する現金は金融機関への預金など、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを、第2項では基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることを規定

するものであります。

第4条は見出しを「運用益金の処理」とし、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することを規定するものであります。

第5条は見出しを「繰替運用等」とし、財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができることを規定するものであります。

次ページ、第6条は見出しを「処分」とし、第1条に規定する、本町における森林整備及びその促進に関する費用に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができることを規定するものであります。

第7条は委任規定であります。

また、附則はこの条例の施行期日を定めたもので、この条例は平成31年4月1日から施行するものとするものであります。

なお、初年度となる平成31年度当町に譲与される予定の森林環境譲与税は約720万円となっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 この元々の国から来る財源というのは、国はどこからの財源が元々用立てして繰り入れされてくるのかということと、それから、金額が720万円というのあるのですけれども、この町のほうに入る歳入の形というのですかね、これはどのようにして入ってくるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この環境譲与税の導入に当たりましては、平成31年から導入がされて各地方公共団体に交付されますが、この財源につきましては、森林環境税、これが36年度から今までの復興税、各住民税1,000円をお支払いいただいておりますけれども、それを36年から森林環境税のほうに振りかえるといった中でございます。

その間につきましては、譲与税の財源につきましては、譲与税特別会計における借入金で対応して、後年の税収により償還していくといった内容でございまして、当初につきましては、初年度につきましては約300億円で、36年度以降につきましては600億円の財源となるわけですけれども、それら財源につきましては当初平成31年度は200億円、31年から33年まで200億円、それと34年、35年については300億円、36年については300億円といった中で、後年の部分の負担部分を借り入れた中で充当していくといった流れの税になっております。

それと、歳入科目でございますけれども、環境譲与税ということで新年度予算のほうで歳入科目を立てさせていただいております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 入る時期というのですか、正確な、何月というのですかね。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 環境譲与税につきましては、年2回ということで9月、3月に分けて各市町村に交付されるといった流れになっております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。
7番、音喜多議員。

●音喜多議員 確認しておきたいと思います。

今、5番議員さんのほうから歳入で純然たる環境譲与税で入ってくるわけですね。それは一旦基金に入れるわけですが、全額一旦入れてから使用する場合は別途歳出で基金から引き落として歳出に入れるという形でいいんですね。入ってきた時点で、それをどこかの使用目的に一旦入れて、余ったのを入れるということではないと思うのですが、その辺伺います。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 税財政課長のほうから先般平成31年度の各会計予算の提案説明をさせていただいております。その中で、地方譲与税として新たに森林環境譲与税を歳入として組まさせていただいております。歳入状況で組まさせていただいているのは、先ほど申し上げました720万円、これを組まさせていただいております。

その中の80万円につきまして、林業振興費の中に新たに森林経営管理と、森林整備の意向調査委託料として80万円の予算を組まさせていただいております。

平成30年の第4回定例会のほうでも一般質問等をいただきまして、町長のほうからご答弁させていただいておりますけれども、厚岸町に新たな森林経営の管理の対象森林、申しわけない。基金に一回積んでから入れます。（発言する者あり）

はい。ごめんなさい、申しわけございません。（発言する者あり）

そのとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 きちんとそういう、私はそう思ってたんだけど、担当者もそういう認識でこの使い道については明確になってるわけですから、これ今一人国民当たり1,000円という、復興税が終わればもう完全に表に出てくるわけですから、その前段で前取りしているというか、そういうこと31年度からやるわけですから、そういう一旦基金に積んで、そして納税者にもきちっとこういう形でうちはいただいておりますよと、その中でこ

ういう形で使わせていただくんですと。そういう明確に、元々この法律できた長年のそういう懸案事項の中でそういう明確な目的がされているわけですから、そういうことで担当者もそういう認識の上で有効に使っていくんだらうと確認するためにちょっと質問させていただいたので、重々分かっているつもりですけども、担当者も分かっているかということでお伺いした次第です。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 前段提案理由のほうでご説明申し上げましたとおり、長年の中でいろいろと議論がされてきた、この森林環境譲与税でございます。目的としましても我が国の温室効果ガス排出目標の達成、さらには災害防止を図るための地方財源の安定的な確保、この観点でこの税のほうが譲与されてくるといった中で、それをもとに森林整備及び促進にかかる費用に充てながら、きちんと明確に確実に適切な利用を図っていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、55ページ、3条の2項、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。有価証券に積んでもいいよと、こういうことでうたっているとと思うのですが、今回の720万円くらいで有価証券って可能だというけれども、そういう考えは持っているのかどうなのか。通常であれば運用はあんまりこのくらいであればしないのかなという考え、この辺の考え方について町はどう考えているのか。まずこれ1点目です。

それから2点目。今7番議員さんも質問しておった、大体は分かりました。課長の答弁ですと、森林の今後の整備ということなんですが、確かに平成31年度に80万円の調査費用が計上されております。残りは640万円ですか、基金のほうに積むよと、こういうことなんですが、現時点では意向調査をしてから今後の事業についてやるというのだけれども、もう少し具体的に厚岸町として今の時点でどんなものをどうやっていくのかというのがちょっと見えないので、確かに言葉で言えば簡単なのですよね。森林の整備に使うよと、こういうことだけれども、もう少しその辺が、ぼわっとし過ぎて今の時点ではこの程度なんでしょうか。この辺がもし分かりましたら、今の段階でもう少し町として考えているという部分があれば、どういう方向に行くとか、もう少し具体的に現時点では難しいですが、説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この基金条例の制定に当たりまして、いろいろと検討させていただきました。北海道からも今回の環境譲与税に整ったような案等も示させていた

だいておりますけれども、我々としましては厚岸町における各種基金条例がございますので、それとの整合性を図りながらこの条例を制定させていただいております。

そういった中で、先ほど有利な有価証券にかえることができるといった内容でございますけれども、初年度は720万円でございます。今後15年をかけた中で最終的には2,400万円程度入るといった見込みになってきます。

現状の中では、まずもって意向調査等を行った中で、それをまず今現在の中で、北海道における森林調査簿の抽出したリストにおいて、所有者の約200人、面積で約400ヘクタールが適正に管理されていない森林じゃないかといったデータがございます。このうち、毎年100ヘクタールずつまずは意向調査等を行いながら、森林所有者の確認を図りながら、そういった中でこの新たな管理システムに合った中で、間伐事業等の推進を図っていくことも必要ですし、さらにはそのほかにも当然間伐、町が行う間伐、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進、啓発、そういった経費にも充てられるといった中では、植樹祭の経費もそうですし、木育活動に対する経費もそうでございますし、各町村の中での考えに沿った中で、今現在の中ではまずは調査を行う、さらには財源を確保しながら積み立てた中で、そういった事業を選択しながら有効に活用していきたいといったことで、今検討しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 いやいや、僕ね、この条例見たときにまず3条なんですけれども、有利な有価証券にかえることができる、可能だと、悪いことではないんでしょうけれども、今日非常に有価証券の状況というものは乱高下するわけだから、あえてここに載っけなくてもいいんじゃないかなと、かように考えたので、町としてはここに載せた根拠というものを説明していただきたいんです、尋ねてるのは。1点目。

2点目です。確認をさせていただきます。

私有林の意向調査ということだから、今の説明ですと、約、本町では400ヘクタールの対象森林のうち、100ヘクタールずつ大体単年度で調査をしていくと、こういうふうに理解を、100ヘクタールくらい意向調査をまずさせてもらおうと、こういうふうに理解を、その後、いろいろな間伐作業や町民の森の植樹作業とかいろいろなものにこれから使っていくのだけれども、それを結局そういうものに充てていくよと、こういうことでやるよと。その場合、どういう組織、今の段階ではどういうものをどこがつくって、どこでこれを決めていくのか、この辺についてもまだ全然決まってないのでしょうか、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まず1点目の第3条の2項の有利な有価証券にかえることができるというのは、重複になりますけれども、他の厚岸町にある基金条例とあわせた中での整備をさせていただいたということでございますので、そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

それと、先般言いました所有者で約200人で400ヘクタール、100ヘクタールずつ所有者の意向調査を行うといったことで、4年間かけた中でそれぞれ所有者のほうの意向調査を行いながら、みずから森林を整備する、さらには町に依頼するといった中での調査等が出てきますけれども、それをまずもって計画づくりをさせていただいて、そういった調査を行った後に経営管理権の集約計画というものを策定いたします。その中で、新たにこの財源の、財源といっても当初限られた720万円という財源でございますので、この中でまずもってできることを考えていかなければいけないということでございます。

それと、先ほどそれ以外の事業につきましてはということですがけれども、現在、当初720万円は入ってくるという想定の中ではございますけれども、基金、なぜ基金条例をつくるかと申しますと、それぞれその年に使い切れない、さらにはお金を大きくして他の財源、事業に充てるといった考え方に立ちますので、まずは初年度はこういう調査を行わさせていただきながら、次年度以降基金の状況を見ながら充当事業、できる事業等を今後検討していくといった状況で考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

●議長（佐藤議長） 再開します。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は議案第39号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

3番、堀議員。

●堀議員 るるいろいろと議論がされていたのですがけれども、まず説明として国民に森林環境譲与税がどのように使われているのか、分かりやすいものとして使っていくんだと言ったんですけれども、じゃ実際それじゃ新年度予算を見てみると、204ページの070森林経営管理計上80万円（一財80万円）としか載ってないんですね。その下に森林環境譲与税基金で640万円と、総額が先ほど譲与税として総額入ってくる720万円ということで合うんでしょうけれども。どこがこれが国民に分かりやすい用途として表示になっているのか。これからどうやっても財源は一財だし、森林環境譲与税がこれに使われているなんて、はたと思わなかったんですけれども、それについて教えていただきたい。

それと、あといろいろな議論の中で、従来事業への財源充当としてもう考えていると言ってるんですけれども、森林環境譲与税自体は森林整備のさらなる充実を求めて創設されているわけなんですから、従来、今まで例えば100だったものの財源に充てるんじゃなくて、これは新たに100のものを110、120といったものの、その増える分への財源としてしていかなければならないのかなど。これは税の成立趣旨からいってもそのような構えの中で運用してもらわなければならないと思うのですがけれども、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（佐藤議長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今議員ご質問のとおり、当初の目的については森林の整備促進でございます。それを主にしながら、他のその他の費用に充てていくといった考え方に立っております。

今回初めての中で、先ほど申し上げているとおり、それぞれ森林所有者の意向調査を行いながら、状況を把握した中で今後の私有林の整備について検討をしていかなければならないといったことでございます。

それと、使途の公表につきましては、必ず行わなければいけないということになっております。ホームページ等によりまして、基金に積み込み、さらには財源充当した事業等についても町ホームページ等も活用しながら公表していくと、納税者に公表するといった手続が今後行う予定でございます。

●議長（佐藤議長） 3番、堀議員。

●堀議員 まず、じゃ予算書のほうは全然私方のほうには、分かりづらくていいんだという事で、いいんでしょうか。

あと、財源として、課長は先ほど例えば植林とか、町民の森造成事業とかも出たと思うのですけれども、実際どうなんでしょうか。例えば今まで1ヘクタールやっていたものを、これからはこの財源を増やした中で2ヘクタールにしてくよ、3ヘクタールをやっていくよとかと言うのであればいいんでしょうけれども、そういうものがない中であれば、ちょっとやはりこの譲与税の創設意図が反映されなくなるおそれがあると。

現状の森林整備に係る種々の町の予算といったものを、林業費ですね。新年度であれば1億6,158万9,000円があるんですけれども、少なくともこれには当然720万円も入ってくるからあれなんでしょうけれども、少なくともこれにオンされるような予算措置をしていくんだじゃなければ、私はいけないと思うのですけれども。何だかんだ今の31年のベースから上というのは当然経済状況だって当然変わるわけですし、予算規模だって当然変わるわけではありますけれども、気持ちとしてはやはりそういう気持ちでさらなる充実を図っていくんだというものを、町民のほうに強く強く求めていかなければ、1,000円の負担を課している以上、町民も納得は決してしないんじゃないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 環境譲与税ができた、設立の背景、そのものだと考えております。我々につきましても、基本的には適切な間伐等を行いながら、町有林ももとより私有林につきましても適切な維持管理をしながら、地球温暖化防止もございまして、災害等に備えた中での観点から整備を図っていかなければいけないということは十分認識しております。その前段として、初年度につきましては、まずは調査をさせていただ

きながら、そういった初年度から今ある200名、400ヘクタールの状況をきちんと把握した中で、今後のそういう間伐等の整備計画を立てながら、適切にこの財源を有効に活用させていただきながら、行っていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

さらには、当然今後の中で、財源推移でもって増えていく状況でございます。他の間伐以外の事業等もいろいろございます。木育もございます。いろいろな状況の事業メニューがございます。そういった中、ものにつきましては庁内部でも検討させていただきながら、さらには町民等のご意見をいただいて有効な活用を図りながら、町民はもとより国民に対して、この厚岸町に交付される環境譲与税が適切に管理運用されていることを、きちんと公表していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。（発言する者あり）

大変、今回初めての状況もございまして、分かりづらい形にはなっております。今後資料等を補正の段階で、今後財源等が入ってきた中で分かりやすい資料等をつくりながら、ご説明申し上げていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 同じようなこと言って申しわけないんだけど、結局この森林環境譲与税というものが国から町に来るということになって、それを基金に積み立てると。そうするとそれだけのお金ができたわけだから、今まで一般財源でやってた分はその分引いてもいいだろうということではないということですね。ただ、財政状況やいろいろなことあるから、必ずこの今、例えば100万円なら100万円かけているものが、どんな状況になろうと一般財源が100万円かけますよなんてことは言えないわけだけでも、気持ちとしてはそういうことだと理解してよろしいですね。これが1点。

それからもう一つは、えてしてこの基金を使ってやる費目は、林業という予算の項目の中に限られそうな気がする人もいると思うんだけど、そうじゃなくて、例えば学校林の育成だったらこれ教育委員会のほうの費目に入っちゃいますよね。それから、広域保全林の取得ということになると、これまた林業のほうと費目が変わるかもしれない。水源涵養林ということになると、あるいは水道会計のほうに入っちゃうのかな。今どっちに行っていましたかね。というようなものもあるわけでしょう。そういう広い意味で、何というのですかね、森林整備及びその促進と捉えていいんでしょうね。その2点について確認いたします。

●議長（佐藤議長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まずご質問ありましたとおり、既存の例えば造林事業、この財源に充てるといったことはこの譲与税は対象となりません。新たに事業を増やすといった状況でなければ対象にならないということでございます。

それと、森林以外の中でもいろいろと考えられる事業、連携される事業等もあろうか

と思いますけれども、これらにつきましてはいろいろと中身を選択しながら検討していかなければいけないという状況だと思います。

各市町村とも、国に要望、国、北海道に要望しているというのは、厚岸町、それぞれの町に交付される交付金でございますので、税金でございますので、使いやすくしていただきたいといったことは言っている状況でございますけれども、法での使途が定められた状況もございますので、法の使途に沿った中で厚岸町として必要な事業に充てていきたいと考えております。

それと、林業予算だけに組み込まず、例えば木造建築物の整備、内装等の状況についても利用ができますし、他の中で考えられる、公共施設におけるバイオマスの利活用といったことにも利用ができるとなっておりますので。

申しわけございません。まずもって、学校林の状況でございますけれども、具体的にあった中での学校林につきましては、この事業の中から読み取る中では、今の段階では読み取れないということでございます。それと環境保全林等の購入というよりは逆に購入費用ではなくて間伐等に充てていくといったことが状況でございますので、使途状況についてはちょっともう少し絞られていくのかなと考えております。ただし、学校林等を活用させていただきまして普及啓発を図るイベント等を行う経費等については、この基金も活用することは可能かなといったことで考えてはおります。

●議長（佐藤議長） 6番、室崎議員。

●室崎議員 森林整備というのは、木材を取得するための森林とかその周辺にある、周辺にというのは問題がですよ、というような森林とか、それに限られるものではないと思うのですよ。それで、学校林だっていろいろあるわけでしょう。その学校林の整備と違ってイベントだけが整備じゃないですよ。使い方によっては学校林をもっと増やそうということだってあるかもしれない。それから、環境保全林というのは、結局土地を取得してそこに木を植えてということをやらなきゃならないですよ。そうすると、いわゆる貯木場としての森林ではない形のものをつくっていくという事業になると思うのです。水源涵養林も同じようなものですよね。だから、タイトルに余り縛られないで、この森林の整備及びその促進という趣旨に合致するかどうかということを中心に検討しなきゃならないと思うのです。タイトルに縛られてしまうと、中身が何だかそんなものに使っていいのというのでも、タイトルさえうまくペタッと張っておけばやれるということにもなりかねないので、その中身が法の趣旨に合うかどうかということを中心に、いわば検討していくということが必要だと思うのですよ。

今まだその話、受け皿つくったところでまだ年2回来る国からの補助金も何も来てない段階で、これに使える、使えない、今のうちに結論出そうというほうが無理ですから、それ以上は言いませんけれども、やはり趣旨はこの法律ができて、そういう税金の費目までつくって、何を考えているのかということの趣旨をきちんとやはり相当、当節の若い人の言葉で言えば深く考えて、そしてやはりこの趣旨というものを生かしていくことにやはり相当意を払わなければならないものであらうと、そのように思いますよ。そうでないと、一般財源、この分だけ肩がわりしてもらえりゃいいんだからというよう

なことに事実上なりかねない、そういう部分がありますので、そのところはよろしく
お願いしたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 大変説明が不足で申しわけございません。ご質問者おっしゃっ
ていただいたとおり、森林環境税の活用方策等については国等から示されている一定の
ものもございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、それぞれの町にあっ
た中で活用できるものでなければいけないと考えておりますし、さらにはきちんとした
この中身に合致した中での事業運営につきまして、さらに検討を深めていながら、適
切な事業を運営していきたいと考えておりますので、大変答弁になってない状況もござ
いますけれども、再度我々に、厚岸町に与えられるこの森林環境譲与税を最大限効率的
な活用できるように検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく
お願いいたします。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。
4番、石澤議員。

●石澤議員 この720万円という金額が示されたのですけれども、これは毎年同じ金額が
ずっと入ってくると思っておりますか。

●議長（佐藤議長） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まず来年31年から3年間につきましては720万円、4年目か
ら6年目にかけては1,080万円、7年目から10年目にかけては、この4年間につい
ては1,530万円、それと11年目から14年目が1,990万円、そして15年目に当たります年か
ら2,440万円ということで、これにつきましては、それぞれ市町村分につきましては私有
林の人工林面積が50%、それと林業就業者数20%、それと人口30%、この基準配分の中
で交付されるものでございます。

●議長（佐藤議長） 他にありませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第23、議案第39号 厚岸町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

- 議長（佐藤議員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律により、演習場など設置・運用による周辺地域への影響が大きい特定防衛施設が所在する市町村に対し、公共施設の整備や生活環境の改善に寄与する事業に充てるため交付するとされ、当町においてもこの交付金により、町民の生活安定の向上と産業振興に資する各種事業の財源として活用してまいりました。

平成30年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、昨年10月31日に当町への交付額が決定したところでありますが、対象事業の事業費の確定が本年2月上旬となり、この時点で新たな事業に充当することが不可能となったところでございます。そのため、残る交付金の活用方法として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条第2項において、ハード事業のみならずソフト事業についても活用できることを確認し、さらに基金の設置による次年度以降の事業への活用も可能となることから、本条例を制定するものであります。

議案書57ページでございます。

厚岸町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例でございます。

第1条は、基金の設置の目的を規定したものであります。

第2条は、積立金に関し、基金に積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算で定めるとするものであります。

第3条は、基金の管理に関し、第1項では基金に属する現金は、預金その他最も確実かつ有利な方法で行うものとし、第2項では必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものであります。

第4条は、運用益金の処理に関し、基金の運用から生じる収益は歳入歳出予算に計上して基金に編入するとするものであります。

第5条は、繰替運用等に関し、他の基金条例と同様、財政上必要がある場合、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができるとするものであります。

第6条は、基金の処分に関し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第14条に規定する公共用施設の整備または事業であって、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付

要綱第3条第1項第7号または第3条の2第1項第4号に規定する継続事業のうち、規則で定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものであります。

第7条は、委任規定で、基金の管理に関し必要な事項は町長が定めるとするものであります。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、活用予定事業につきましては、平成31年度から実施予定の子ども・子育て支援対策としての学校給食費の無償化に係る財源に充てる予定であります。

また、資料として関係法令等の抜粋及び本条例施行規則（案）を配付してございますので、ご参照ください。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容と説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ確認をさせていただきたいんですが、第6条なんです。基金を設立されるということについては理解をさせていただきました。積んだ基金の目的というのですかね。この辺について、ちょっと僕の頭の中で整理できないので、確認をさせていただきたいと思っております。

この基金に積む段階で、防衛省のほうから財源が受けたよと。で、積んだお金、目的がある程度はっきりしていると認識をさせてもらってます。何かをつくるとか、何かに使う事業、その分を積むので、翌年なら翌年におろすときに、目的外に行くということはまず駄目だよと、こういう理解をしなければならない。例えば何かを建設するのに500万円かかります。そのほかにもありますと。合わせて1,000万円になるけれども、多少行ったり来たりするけど、この基金の当初積んだ目的の額というものの変えられないということなのですか、その辺の運用というのはどうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） まずもって、まずこの調整交付金の基金の設置に関しましては、まず基本的にはこの調整交付金をまず何に使うというのを、用途を明確にした上でこの基金に積まなければならないというのが、まず基本的なルールになります。なので、今回はこの基金条例の中ではないのですけれども、要綱のほうでこのものに使えますということを明確にした上で積み立てるということになりますので、それ以外の用途については一切考えてないということと、あわせてそれ以外には使えないということになってございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時17分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成31年 3月 8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員